

会議名 平成25年度第3回入札監視委員会

日時 平成26年3月17日（月）

9：58～16：12

場所 茨城県庁11階

経営事項審査会場

（あいさつ、委員の紹介等については省略。）

（1）中央監視制御・送水ポンプ電気設備工事

○議長

それでは早速、ただいまご報告いただきました事案の審議に入りたいと思います。

まず、最初の議案ですが、××のほうのですね。ご説明をお願いいたします。

○説明者

××の××でございます。よろしく申し上げます。着座にて失礼します。

それでは、1番についてご説明させていただきます。

1番につきましては、××発注の××浄水場中央監視制御・送水ポンプ電気設備工事でございます。最初に18ページの位置図をご覧ください。これを横にさせていただきたいと思っております。

××浄水場でございます。右下に赤で着色しておりますのが、今回の工事箇所になります。××浄水場は、隣接する××川から取水をし、浄水処理後、××市、××市、××市で構成されます××水道企業団、あと××市及び今回の地図には外れてございますけど、××市の東側でございます××町までの各配水場へ水道用水を供給しております。日量10万トンの処理能力を要する浄水場でございます。

この位置図に緑色で着色しておりますのが、各市町の配水場まで水道水を供給する配水管でございます。

××浄水場でございますけども、昭和57年7月の供給開始以来30年が経過し、多くの施設が耐用年数を超えて更新の時期を迎えていることから、施設更新計画を策定いたしまして、平成22年度から電気機械設備の更新事業に着手しているところでございます。

次に19ページをお開きください。これも横で申し上げますけれども、××浄水場の全体の平面図でございます。中央の上の赤く着色しております管理本館部分が中央監視制御設備、左側の送水ポンプ室の部分が送水ポンプの電気設備となります。

それでは、恐れ入りますけど1ページのほうへお戻り願います。

では、事案説明書に基づきまして説明させていただきます。

まず本件につきましては、入札方式は総合評価方式によります一般競争入札でございます。工事名が「×× 中央監視制御・送水ポンプ電気設備工事」でございます。工事種別は電気設備工事でございます。工事場所は××地内。

工事概要でございますが、××浄水場における更新事業の一つといたしまして、中央監視制御及び送水ポンプの電気設備工事を実施したものであります。工事の内容としまして

は受配電設備、動力設備、計装設備、監視制御設備となっております。

工事の概要書、積算内訳につきましては3ページから6ページに、また、入札公告につきましては7ページから13ページにつけております。

入札参加資格でございますが、入札参加資格者名簿に登載された電気工事の格付けがA等級であること、それから総合点数が1,000点以上で、かつ年間平均完工高が50億円以上の者としております。

また、過去10年以内に国、地方公共団体及び公団等が発注した同種工事または類似工事を元請けとして施工した実績があることとしております。

同種工事としましては、入札公告の3競争参加資格の(5)資料の8ページの一番上になりますけれども、①に記載してありますとおり監視制御設備におきましては、浄水場における監視制御設備の新設または更新工事、ポンプ設備に係る電気工事につきましては、同じく③にありますとおり、浄水場における送配水・導水ポンプ設備に係る電気設備の新設または更新工事を同種工事としておりまして、いずれも修繕工事等は除くこととしております。

また、類似工事としましては同じく8ページの上のほうにあります②のとおり、監視制御設備におきましては、下水処理場における監視制御設備の新設または更新工事、ポンプ設備に係る電気工事につきましては同じく④となりますが、下水処理場における主要ポンプ設備に係る電気設備の新設または更新工事を類似工事としておりまして、いずれも修繕工事等は除くとしております。

それから、基準を満たす主任技術者または監理技術者を専任で配置できることとしております。

なお、本工事は工程上、機器の工場製作期間と現場での設置期間とに分かれることから、工場製作と現場設置とでそれぞれ別の技術者を専任で配置することを認めております。

基準としまして、一級電気工事施工管理技士の資格を有する者、または同等以上の資格を有する者としております。また、監理技術者にあつては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者としており、先ほどの同種類似工事を主任、監理技術者、または現場代理人として施工した経験を有する者としております。

続きまして、入札参加資格設定の経緯及び事由でございますけれども、この工事は既存の施設を運転しながら、逐次切り替えを行って浄水場の運転を止めないで工事を進めることが必要であることから、既存施設に配慮をした施工が重要となります。このため、施工上の留意点と対策について施工計画を求め、施工管理に係る技術的な評価を行い、価格以外の要素を含めて落札者を決定する総合評価方式の一般競争入札として執行いたしました。

総合評価方式による評価項目及び評価基準につきましては12ページと13ページのとおりでございます。

恐れ入りますが、また1ページに戻っていただきます。

この資格要件によりまして応札可能業者は、調査の結果22者ということでございました。平成23年4月25日に公告を行ったところ5者から入札参加資格確認申請があり、参加資格を確認した結果、5者全てが参加資格ありと確認されました。

一番下になりますけれども、入札の経緯及び結果でございます。

同年5月31日に開札をした結果、参加資格が確認された5者のうち1者が辞退をいたし

まして、入札参加者としましては4者でございました。落札者は××、予定価格は税抜き9億4,200万円。これに対しまして入札金額は、税抜き6億9,150万円。落札率が73.4%でございました。契約金額は税込みで7億2,607万5,000円となります。

2ページをご覧くださいますと、入札の結果であります入札書取書をお付けしております。この入札は、税抜きの調査基準価格でございます8億6,664万円を下回るものですので、××低入札価格調査制度実施運営要領に基づきまして、調査を実施した結果、契約内容に適合した事項がなされると認められ、契約に至ったものでございます。

なお、入札書取書の落札結果の摘要欄に「失格」とありますのは、××低入札価格調査判断基準の数値的判断基準を満たしていないため、失格となったものでございます。この数値的判断基準につきましては、資料の10ページの入札公告の(6)落札者の決定方法エの①から④に記載されております。

14ページが××公共工事の入札契約の過程及び契約に関する公表に関する実施要領に基づきまして、契約後に公表した契約内容でございます。

次、15ページが総合評価方式に関する評価調書でございます。

下段の総合評価結果をご覧くださいと、価格以外の評価点であります技術評価点を入札金額で除した数字が評価値となり、最も高い評価値となった者が落札者となる者でございます。

それから16ページが変更契約の内容の公表、17ページが工事成績評定結果でございます。

最後に、20ページに工事写真を添付してございます。

説明は以上でございます。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの説明につきまして何かご質問ありましたら、委員の先生方、よろしくお願いいたします。

○委員

失格となった業者さんですが、この件は予定価格も公表されていて、落札者の決定もほぼ公表されているんだけど、向こうの計算が失敗したということなのか、どういうことで失格なんですか。

○説明者

うちのほうでは予定価格を公表されておりますけども、10ページの(6)落札者の決定方法のエの①から④番はこうやって公表されておりますけども、金額は公表されておられませんので、各業者さんが直接工事費、共通仮設費のほうもはじいた金額が一つでもうちのこの①から④に当てはまらないと失格になりますので、この中での数値判断で失格になったものでございます。

○委員

落札された業者さんは200万円ぐらいの差だけど微妙なところから外れちゃったということですね。

○説明者

そうです。そこで微妙なところで、そのとおりでございます。

○議長

ほかに。ちなみにこれ、変更契約になっておりまして、増額になっているんですけども、この経緯についてはどのようなことで。適正かどうかということになります。

○説明者

原因ですか。

○議長

はい。

○説明者

これは、当該工事は浄水場などの施設を管理本館で監視制御を行う電気設備を更新する工事でありまして、××浄水場の更新工事として別発注で施工中の設備につきまして工程を検討したところ、他工事の機器の監視制御をするための当該工事でシステムの機能増設が必要となったために、追加変更を行ったものでございます。

○議長

当初では予定してなかったということですか。

○説明者

はい。されてなかった。

○委員

××が辞退ということなんですけれども、これはいつの段階でどういう理由で辞退された。

○説明者

電子入札を行っておりますので、その時点で辞退届が提出されます。理由については特にこちらから求めておりませんので、それについては理由が分かりません。

○議長

ほかにご質問・ご意見等はございませんか。

では、特にこれ以上ご質問、ご意見等ないようですので、きょうご質問があった点などは委員の皆さんのほうでも関心がある視点ということでございますので、また今後の入札などに当たりましては、そこら辺もまた指摘が出ないような形でご留意いただくことで、よろしく願いいたします。きょうはどうもありがとうございました。

○説明者

どうもありがとうございました。

(2) 道路災害防除工事

○議長

では、2番目の案件ですが、××の発注案件ということで、ご説明のほうをよろしく。

○説明者

××と申します。よろしく願いいたします。

お手元の資料、2番の一般競争入札、道路災害防除工事と、合わせまして印刷が不鮮明でしたので、位置関係もお手元にあるかと思っておりますので、これをご覧いただきたいと思っております。すみません、着座にて説明させていただきます。

それでは、お手元の資料1ページを開いていただきまして、審議事案説明書、これに基

づきましてご説明申し上げます。

まず、発注機関についてでございます。

予定価格が1億円を超えておりますことから、いわゆる本課発注となりまして、××となつてございます。

次に、囲みのほうに移らせていただきまして、上段、入札方式についてでございます。入札方式につきましては、予定価格が3,000万以上となっておりますことから、一般競争入札による実施でございます。当該工事につきましては、東日本大震災によりまして道路法面に多数の落石や岩盤崩落が発生しております。今後の地震や降雨等による再発を防止するために、落石対策及び法面保護工を行う工事であり、その安全や施工品質等を確保する必要がありますことから、業者の施工実績及び経験等を評価の対象といたします、いわゆる総合評価方式による入札を実施したところでございます。

次に工事名でございます。××、道路災害防除工事でございます。

工事種別につきましては、土木一式工事となっております。

工事場所につきましては、主要地方道××、××地内でございます。

工事概要につきましては、災害防除工事。工事延長が360メートル。その内容につきましてはロープネット工256㎡、落石防護工1,600㎡、吹付砕工427㎡となっております。

お配りしました別添紙上の位置図をご覧くださいませ。

対象工事場所の××線につきましては、××から××までの県北部の沿岸部と山間部を結ぶ道路となっております、本施工箇所につきましては、東日本大震災により延長約5kmの区間におきまして多数の落石や法面崩落によりまして道路が分断されまして、現在も通行止めの規制を行っておりますことから、その対策といたしまして緊急に再度の災害防止をするための補助事業となっております国補災害対策等緊急事業推進費による落石対策及び法面崩壊対策を行ったものでございます。

このような岩塊を有する斜面の対策の実施に当たりましては、工事概要にございますようにロープネット工と呼ばれます斜面に存在します岩塊に直接ワイヤーをかけることによって落石を防ぐ落石予防工を行います。

また、落石防護網工といたしまして、斜面から発生した落石から道路を防護するために、道路にはネットを架設する対策を行うこととしております。

吹付砕工といたしましては、コンクリート吹付により、斜面に格子状の砕を設置しまして、斜面の崩壊防止や安定を図るものでございます。

この対策によりまして斜面からの落石を防ぐとともに、斜面に転がり落ちてくる岩石、落石の対策を実施して、安全な××の確保を図るものでございます。

次に、砕内の入札参加資格でございます。

本工事は、予定価格が3,000万以上でありますことから、当時の一般競争入札制度に基づき、参加資格を設定いたしました。

具体には、まず記載の1点目にあります平成23、24年度建設工事入札参加資格者名簿に登載されました土木一式工事の格付けがA等級以上であること。

2点目は、同種または類似工事につきましては、過去10カ年度以内に茨城県内において、国、地方公共団体、公団等が発注しました工事の元請けとして施工した実績があることでございます。

3点目といたしまして、現場への技術者の配置につきまして、主任技術者または監理技術者を対象工事現場に専任で配置する旨の規定となっており、1級土木施工管理技士またはこれと同等以上の資格を有する者と、国土交通大臣が認定した有資格者であることが必要となっております。

4点目は地域要件となっております。××事務所または××事務所管内のいずれかに建設業法に基づく主たる営業所あるいは本店があることとなっております。

次に、入札参加資格設定の経緯及び理由でございます。

入札参加資格につきましては、××で定めております一般競争入札実施要領等に基づきまして設定いたしました。また、記載の理由により、総合評価方式となったものでございます。なお、応札可能業者につきましては34者となっております。

次に、入札参加資格確認申請者数につきましては、最終的に14者から申請があったところでございます。

次の入札参加資格確認結果につきましては、14者全てが参加資格ありと認めたところでございます。

次の契約金額につきましては、1億1,707万5,000円（税込み）となっております。

次に入札の経緯及び結果でございます。応札者につきましては10者、落札者は××、辞退者が2者。この辞退者につきましては、工事の分割発注による競争入札により、当日に行われました他の工事を落札したことにより無効となった者が2者でございます。

予定価格1億1,900万円（税抜き）、入札金額1億1,150万円（税抜き）、落札率93.70%でございます。

以上、簡単でございますけれども、審議事案の説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。ただいまの説明につきまして、委員の皆様からご質問、ご意見等ありましたら、お願いいたします。

○委員

基礎的な質問で、2ページ目の落札結果の表のところの摘要欄のところ、無効（とりおり）とあるんですが、「とりおり」って何ですか。

○説明者

「とりおり」といいますのは、今回の工事は3分割にして発注したのですが、同一の業者が落札者となることのないよう、落札者が同日に執行する他の2本の工事の入札に参加することができないという定めでございます。目的としては工期の短縮と、それから受注機会を多くもうけるという趣旨でございます。

○委員

なんで「とりおり」というんですか。

○説明者

落札した者は、次の入札に「おりる」ということを縮めたような言葉だと思います。とったものがおりる。

○議長

ほかに何かありますか。

これはやはり、さっき工期の短縮とかおっしゃっていたけど、3分割のほうがやはり、そのほうが取り方としてはベターというか。

○説明者

進捗が図られますので。工期の短縮は図れると思います。

○議長

そういうことで3分割にして。

○説明者

はい。

○委員

同時のほかの二つの事業も同じぐらいの会社が応札されているんですか。12とか14とか。同じような企業が。

○説明者

取ったところが下りた残りの者で入札参加するかたちです。

○委員

3本とも同じ会社が同じように参加して。

○説明者

はい。

○議長

そのほか、特にご質問とか。

なければ、この件についてはこれまで。どうもご報告ありがとうございました。

○説明者

どうもありがとうございました。

(3) ××設置等工事

○議長

では、3番目の審議事案ということで、××からのほうの。どうぞ。それでは、ご説明、ご報告のほうをよろしくお願いします。

○説明者

××と申します。どうぞよろしくお願いします。

それでは、××において発注いたしました××設置等工事の入札及び契約の状況につきまして、ご説明をさせていただきます。

まず、お手元の審議事案説明書をご覧くださいと思います。

はじめに、入札の方式でございますが、一般競争入札で実施しております。なお、予定価格1,000万円以上の工事につきましては、一般競争入札により契約しておる状況でございます。

工事名称ですが、××設置等工事であります。

種別でございますが、電気通信工事であります。

工事場所でございますが、××所在の××にあります××であります。

続きまして、工事の概要についてご説明をいたします。××におきましては、××シス

テムが稼働しているところであります。

また、××など大きな市の××には××システムより地域単位で××が設置されております。××を円滑なものとしているところがございます。

今回の××設置等工事につきましては、大きく分けまして二つの工事を施工いたしましたところがございます。まず第一でございますが、××の××に××市や周辺地域の主要な××をコントロールするコンピューター装置であります、××を2式設置をしたところがございます。

××内には、これまでも××を制御する装置はありましたが、設置から15年と相当年数経過したこともございまして、より高度なものへ更新したものでございます。

更新したことによりまして、処理速度が速くなり、実際の××に即したリアルタイムの××制御ができるようになりました。

二つ目といたしまして、××の××設置工事に伴いまして、関連するシステムのソフトを改修いたしました。××をはじめとしまして、××、××、××、××の5カ所のセンターのシステムを改修し、機能の追加や設定の変更を行ったものでございます。

工事の期間につきましては、平成24年7月26日から平成25年1月21日までの180日間で発注をいたしましたところがございます。

続きまして、本工事の入札参加資格につきましてご説明をいたします。

まず、この工事の入札参加資格につきましては、入札参加資格者名簿に電気通信工事の資格登録がなされていることを条件としましたほか、過去10年以内に元請けといたしまして、××システムに関する設置工事または改修等の工事の施工実績があることとしております。

また、主任技術者または監理技術者を専任で配置できることとし、これら技術者につきましても3つの基準を設けておるところでございます。一つ目は、主任技術者につきましては、1級電気工事施工管理技士の、監理技術者につきましては監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有する者であることとしております。

二つ目でございますが、競争参加資格確認申請のあった日におきまして、引き続き3カ月以上の雇用関係がある者であることとしております。

そして、三つ目といたしまして、過去10年以内に××システムに関する工事の経験を有する者であることとしております。

入札参加資格として最後になりますが、関東地域内に本店または支店、もしくは営業所があることとしております。

続きまして、入札参加資格の設定の経緯及び理由につきましてご説明をさせていただきます。

本工事は、××の制御など××に密接に関連する機器類設置の工事でありますので、工事におけるトラブルを未然に防止し、かつ工事に起因する××の障害を最小限に抑える必要がございますので、このため、工事に必要な入札参加資格及び同種の施工実績のある業者を対象としたところがございます。なお、これらの条件を満たす応札可能業者でございますが、関東地方で7者でございます。

続きまして、入札の状況についてご説明いたします。

まず、お手元の資料ですが、5ページをご覧いただきたいと思っております。一般競争入札の

公告でございます。250万円以上の工事は電子入札により入札を行っておりまして、入札公告につきましては、ウェブ上の茨城県入札情報サービスに掲載し、公告をしたところでございます。

公告しましたところ、4者から入札参加の申請がありまして、4者全てが電子入札により参加をいたしました。

入札結果でございますが、2ページをご覧くださいと思います。2ページの入札・見積結果情報閲覧（入札書取書）をご覧くださいと思います。

この表の中ほどに業者名という欄がございます。4者でございます。

入札参加業者4者の中で最も安い価格の札を入れました××が落札をいたしました。金額は、税抜き8,800万円でございます。

お手元の審議事案説明書にお戻りください。1ページでございます。

下から3番目の欄でございますが、契約金額は8,800万円に消費税を加えまして、9,240万円でございます。落札率は、予定価格が税抜き9,423万円に対しまして入札額8,800万円でありましたので、93.4%となっておりますのでございます。

この入札結果によりまして、××と契約をしたところでございます。

契約の内容につきましては、8ページ契約内容の公表のとおりでございます。

最後に、工事の施工状況についてご説明をさせていただきます。

まず、本工事の施工箇所ですが、資料10ページをご覧くださいと思います。

××にあります××を含めた県内6カ所の工事となります。××以外のセンターは、各××でございます。

次の11ページをご覧くださいと思います。これは、今回の工事に係る場所の××システムのブロック図でございます。青で表示しました装置を撤去いたしまして、赤で表示した部分に××2式を設置したものでございます。

黄色で表示しました部分は、××の設置に伴いまして、システムのソフト等を改修した箇所でございます。

施工写真ですが、次の12ページでございます。××の××の外観の写真でございます。上の段が施工前、下の段が完成写真となっております。装置の内部につきましては、次のページをご覧くださいと思います。これは扉を開いて撮影したものでございます。

次の14ページの写真でございますが、××の分電盤の接続状況、専用線の接続状況、電源用・通信用ケーブルの施設状況となっております。

工事につきましては、工期内に終了しまして、1月21日に完成通知書を受けまして、1月31日に完成検査を実施いたしました。仕様書のとおり完成しておりましたので、同日引き渡しを受けております。

申し訳ございません、戻って9ページをご覧くださいと思います。

工事成績の評定結果でございます。このような結果で業者のほうに通知しております。

××設置等工事の説明は以上でございます。ご審議の方をどうぞよろしくお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。では、委員の皆様のほうから何かご質問とかご意見ありましたらどうぞ。

○委員

ハードの附設については、多分電氣的な工事ですので、業者さんが可能だと思うんですが、工事概要の中にソフトの改修も含まれているわけですが、そのソフトというのは汎用性がある、ここに挙げてあるような方法を製作しているような業者いずれが落札しても対応できるというようなことになっていたものでしょうか。どうでしょうか。

○説明者

汎用性という面では、各業者、××の制御については実は自分のメーカーで独自のものを持ってまして、そのメーカーが落札をすれば、自分のところの手法で機械を動かすことができますよという形で応札しているのでありまして、ご質問のとおり受注すればできるかという問いであれば、受注すれば施工はできますという回答です。

各者それぞれソフト的なものは持っておりますので、汎用性という点で言いますと、汎用という感じではなく、各者独自に作っているという形になります。

○委員

工事概要の二つ目の丸のところは、そうすると改修ですので、既存のシステム、ソフトが入っていてそれをいじるというかバージョンアップするとかというようなことですよ。その既存のシステムを入れたのは、やはり××でしょうか。どうでしょうか。そこは何か、だから今回のこれに絡んでいることはありますか、ありませんか。

○説明者

ございます。既存のシステムは××が設置したものです。

○委員

はい。でいったら、逆に、仮に今回××なりが落札をされていた場合、このソフトの改修ということはできたんですか、できなかったんですか。

○説明者

改修としましては、若干厳しい部分があると思いますけれども、工事の1番目の部分の××への機器の設置と、それに伴うソフトですね。これについては施工ができます。改修についても独自の業者ですけれども、ソース開示というようなことをさせまして、信号のノウハウを持っている業者だったらできるという判断です。

○委員

要するに請ける業者からすれば、他社のシステムをいじるということで、やっぱりコストは余計にかかるかなという気はするんですけども、そうすると入札をやると、もともと入っていない、後から入る業者はやっぱりどうしてもコストがかかってくるようなところがあるような気がするんですけど、いかがですか。

○説明者

コスト的にはそういった面は否めないとは思いますが。

○委員

というときに、やっぱりソフトの方とハードとを分けて発注するとかいうようなことは考えられないんでしょうか。

○説明者

この発注形式で、以前、システムの更新のときに既存のメーカーとは違う業者が落札して工事した実績等もありましたので、そういった面から見ても十分可能であるというよう

な判断で、今回、こういった形で発注しました。

○委員

つまり、ほかの業者がやったとしてももっと安くできる、一応可能性はあったということですか。

○説明者

そうです。

○委員

××が2者挙がってますが、××同士だと同じ同士の会社で、同じ会社で大体のことはわかっている。会社の中同士では。というところですか。

○説明者

一応独立採算ではありますけど、系列会社でありますので、やはりある程度は。

○委員

ノウハウとか、そういうところは。

○説明者

はい。ただ全てわかっているかどうかという点では、私どももちょっと何とも申し上げられませんけれども。

○委員

はい。わかりました。

○議長

ちなみにこの専門的な分野のものは確かに少ないでしょうけど、参考までになんですが、今回の応札可能7者なんですけど、こういった××のシステムを扱っている業者自体というのはもっとたくさんいらっしゃるんですか。

○説明者

システムを扱えると現時点で判断している業者は8者です。

○議長

大して変わらない。

○説明者

はい。ほぼ変わらないです。1者だけ、拠点が大阪なので。

○議長

そうですか。関東にあるからということで7者が可能だけになっちゃった。

○説明者

そうですね。ほとんど関東に拠点が集合しておりますので。

○議長

多少、条件を緩めたからってそんなに増えたものでもないんですね、これね。

○説明者

応札業者は増えても一つかなという判断になります。

○委員

大体その7者とか8者というのは同じようなレベルというのか、要するに新しいシステムを入れるためみたいなお説明があったと思うんですが、はじめに更新するときに仕様書なんかは作りますよね。仕様書というのは、××独自にやれるものなのか、どこかの業者

と相談しながら仕様書というのは作っていくのか、実際。

○説明者

仕様書自体は××が作って各県に配布といいますか、こういう方向でということですので、基本は××が作成したもの。それを受けて自分の県でそのまま使えるかどうかという点になるわけですが、うちの県は××の仕様書をいじらずにできるという話は聞いておりましたので、作成は××ということになると思います。

○委員

同じレベルで同じシステムを、新しいシステムを入れられる会社が、業者が7者なり8者あるということですね。

○説明者

はい。

○委員

この後、ほかの区域、参考までなんですけども、ほかの区域でもこういったようなソフトの改修であったりとか、そういうものが出てくるかと思うんですが、今のお話ですと応札可能業者7者で、今回4者が参加してくれたわけなんですけども、同じようなメンバー構成になるということですかね、また。一般入札で。

○説明者

結果としてそういうことになります。

○議長

7者全部入ってくるとはちょっとわかりませんが、まあ恐らくそんな変わらない結果になるんだろうというふうには。

○委員

全部入ってくるとは限らないでしょうけども、もちろん。そのときに多少は入れ替えはあるにしても。ごめんなさい、極論を言うとその7者の中で何者が入ってくるか、4者なのか5者なのかは別としても、そういう中でのやりとりになってしまうということですかね。

○説明者

結論的にはそういうふうになるんだろうと思いますね、どうしても。

○委員

それはしょうがないんですかね、やっぱりね。なんかすごい狭い世界で。

○説明者

特殊な内容でもございますので、やむを得ない部分もあるのかなというふうには感じております。

○委員

はい、わかりました。

○議長

そのほか、何かございますか。

なければ、特にそのほかご意見、ご質問ないということで、これで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○説明者

ありがとうございました。

(4) 河川維持修繕工事

○議長

それでは、4番目の審議案件ということで、××のほうの河川維持改修工事ということで、ご説明のほうよろしくをお願いします。

○説明者

××といたします。よろしくをお願いします。本日同席している者は技術の担当××と事務の担当××でございます。よろしくをお願いします。座って説明させていただきます。

4番目の案件、××で発注しました工事について、お手元の審議事案説明書をご覧くださいと思います。

工事の名称でございます。××、河川維持修繕工事でございます。

工事の種別としましては、土木一式工事に該当するものでございます。

工事は、××市の××近辺を流れます××ほか××市内の15河川、××町の1河川1海岸、その他急傾斜地を対象としたものでございます。

工事の概要でございます。除草工3万㎡、土砂掘削工が2,000㎡、積ブロック工100㎡、かごマット工100㎡、そのほかパトロール、河川の巡視を含めまして河川の維持管理を主目的にした工事でございます。

次に入札の方式でございます。当該工事は、予定価格が税込みで1,669万5,000円でありますことから、地方自治法施行令第167条及び一般競争入札実施要領第2条によりまして、指名競争入札の方式により実施したものでございます。

指名業者選定に当たりましては、災害発生時には昼夜を問わず、緊急、迅速に対応できる機動力と高度な技術力を必要とされるということを考慮しまして、平成17年度に土木部長、農林部長連名によります通達に基づき、標準格付け等級よりも上位のランクの業者を選定してございます。

具体的には、茨城県の建設業者選定基準等に基づき、次の三つの理由により選定してございます。一つ目でございます。契約期間が1年と長期にわたりますことから、契約の履行や措置要求への対応に誠実であり、かつ健全な経営状態にあること。

二つ目としましては、地震、大雨等の河川巡視や夜間・休日の緊急対応を行う必要上、現場に近く営業所等があり、地域の施工特性に精通し、工事を確実かつ円滑にできる体制が確保されていること。

三つ目としまして、河川堤防の破堤・越水の際の水防活動や応急復旧工事であるため、工事の施工管理や品質管理などで同程度以上の工事の施工実績があること等を勘案して選定してございます。

以上の観点から、平成24年3月6日に開催しました事務所内の入札委員会におきまして、××市内の8者を指名してございます。

次に入札の状況でございます。指名しました8者全てが応札してございます。予定価格は税抜きで1,590万円に対しまして入札価格は1,510万円を提示しました××が落札者となっております。落札率につきましては95%になってございます。

当該工事は、平成25年3月6日に無事完成となりまして、検査結果は工事成績評定78.3点でございました。

なお、堤防の損傷に伴う地元からの修復要望やごみ等の撤去要請などによる苦情処理、あるいは台風シーズンによる洪水対策など緊急的な補修が発生したことにより、441万円の増額変更を途中で行っております。

最後になりますが、お手元の資料、後ろ3枚に工事の状況を示した写真を添付しましたので、ちょっとご覧ください。

11ページの写真でございます。6月の台風4号の接近に備えまして河川の氾濫を防ぐために大型土嚢を設置したところの写真でございます。

12ページの写真につきましては、河川沿いの遊歩道が陥没したということでの修復作業をしたものでございます。

最後の13ページでございます。河川の法面が約15メートルにわたって崩落したため、袋詰めのネットを使用して補修した状況の現場写真でございます。

簡単でございますが、××の案件についてのご説明は以上でございます。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

○議長

では、皆様のほうからご意見とかご質問とか。

○委員

契約の変更で441万ですか、増えてますけど、これは実際に、ちょっと聞きもらしましたけども、補修を要するような事態が発生してしまったためにということですか。

○説明者

はい。そうです。

○委員

わかりました。

○議長

ちなみに陥没とかの原因というのは、どんなものでしょう。なんかこここのところが落ちてますが。

○説明者

その写真ではなかなかわかりづらいところなんですけど、実はそこに横断するコンクリートの排水管が入ってまして、堤防のほうに水が流れるようなところがありました。硬いボックスカルバートが、これはコンクリート製のものですが、それと普通の土を盛土したところの境目部分が、地震があったりすると、沈下の具合がちょっと違ってしまうというのが原因だったと思います。応急処置をしてすりつけるようなことをしております。

○議長

全く不測の事態ってやつですか。

○説明者

そうですね。全体から見れば、土で作った堤防の中にコンクリートの別な構造物があるので、そこだけちょっと境に違和感があるというのはどうしても避けられないところは出てくると思うんですが。

○委員

基本的に改修するという仕事があって、大雨が降ったり、緊急の事態があった場合、1年間にわたって工事しながらメンテナンスもするという契約だということですか。

○説明者

この工事はメンテナンスのほうの工事だけです。河川の改修工事は別の工事としておりまして、計画的な断面に改修したりする工事は別に発注してございます。そういう工事が終わってしまったたり、まだ改修ができなかったようなところの工事の対応がこのメンテナンスの工事です。

○委員

何かあったときに出勤してくれと言われて飛んでいくという契約を1年間1,500万程度でやるという契約ですね。これ予定価格を公表した上で入札ですか。

○説明者

そうです。

○委員

1年であまりやりたくないから、高止まりですか。どうなんですか。ほとんど差がなく。

○説明者

落札率としてはそうですね、入札率の。実態の話から言いますと、新しいものを計画的につくるといのはやっぱり予定が立つけれども、緊急時とか修復ですからあまり人気がない工事であることは事実です。効率が悪いという意味からですね。

○議長

修復工事なんだけど、今回のやつはなかなか最初の段階ではちょっと、そういったところの修復までは考えてないとも、応札するときに長期間のメンテだからそういうこともあるかなとかいう、そういう見込みに入らない範ちゅうで起こっちゃった陥没みたいな感じなんですかね。

○委員

陥没っていうのはそもそも契約に入ってるわけでしょう。

○説明者

陥没した場合にはやることということにはなっていますが、どこで起こるか、いつ起こるか、何回起こるかについては、過去の経過の中で想定しているということです。

○議長

増額になったというのは、さらに想定を超えちゃった。

○説明者

想定よりも多かったということです。

○議長

見込みが甘かったということですかね。

○説明者

予算の制約もありますので。

○委員

何もないかもしれない。

○委員

ないかもしれないんですね。そうですね。

○説明者

何もないかもしれない。それはありえることです。ただ、過去にもやっていますから、そういう工事の数量や規模をある程度、勘案することはできます。

○委員

こういうのは、やっぱり自主管理だと途中で経過報告みたいなのをいろいろ調べて。こっちはただ何かあったときの連絡して向こうから対応するんじゃないくて、業者さんもある程度はいつも監視しながら、そういったことの報告ってあるんですか。

○説明者

パトロール業務も入れてますので、巡回してもらおうということもしています。

○委員

そうするといいですね。

○議長

今回みたいな結果を踏まえて、さらにこの数字は上乘せ、少し予定する範囲も。

○説明者

××、この工事は××と××というエリアでしてるんですが、××管内は、ほかにも××とか××、××という地域が含まれており、同じような工事を、エリアをある程度分けてやっております。

○委員

例えば××の管轄の中では、同種の緊急対応という点で何件ぐらいあるんですか、こういう発注というのは。年間に。

○説明者

これは、今回の工事カ所は28件でした。参考までにその前の年は30件、31件でした。

○委員

契約が。

○説明者

工事カ所は28件ですが、工事契約については、基本的に1件です。今回の24年度につきましては、実はいろいろな補修が増えてしましまして、本当は3月31日までやってもらおうと思っていたのですが、資料に記載されていますように、3月6日までの契約といたしました。

残りの期間については、新たに工事をもう1本発注しました。そこで増分の対応をしています。××市のエリアでは、2本ございます。ほかに、××、××のエリアと、××のエリアと、××のエリアということで、管内は4本で基本的には発注しています。

○議長

例年の実績で組んでるから、なかなか予測が完全にはつきづらいということなんですかね。

○説明者

ええ、まあ。

○委員

大体なんかあるのは決まったエリアですか。この川のこの辺とか。

○説明者

一応、水系といたしますか、××の水系だったり、南のほうだと××の水系で、一応エリアを分けています。あと苦情の処理件数とか検査の効率とかで分けております。

どういうところで起こるかというのは、そのときそのときによって全く異なってくるものですが、発生する場所としては、××エリアで結構多いというのが実際でございます。

○委員

今回は予想以上に工事の量がふえたということで、こういうことだと思っておりますけども、逆に想定よりも少なく済んじゃったときってあるんですか。

○説明者

理屈としてはあるんですが、なかなか苦情の件数というのは多いもので、急激に少なくなったというのはいないです。今の維持修繕に関する予算が毎年少しずつ縮小気味になっているのが実際ですから。あと平成23年の東日本大震災にあっている関係もあり、少なくなるということはありません。ただし、実際に少なくなった場合は減額変更を当然行います。

○委員

来年度以降は、今のこの時期のというか、今は異常気象じゃないですけど大雨が降ったりとかなんかそういうものもありますので、これってやっぱりふえる傾向にあると見て、こういう金額というのは予算的にはふえる可能性はあるんですか。

○説明者

正確なところはなかなか厳しいです。少なくとも当初予算ではなかなか厳しいような状況になっています。

○委員

実質的に何か突発的というか、ある意味ふえるようになったときに、それに対応していくしかない。

○説明者

予備費といたしますか、災害の起こる場所とかによっては、秋のころに見直しの話をしてもらって予算をつけてもらったりという話があります。

○委員

抜本的な改修工事をしなくちゃ駄目だということですよ、結論は。

○説明者

結論はそうです。ただ、長い時間がかかりますので。

○委員

はい。ありがとうございます。

○委員

当初予算があって、予定価格があると思うんですが、だんだん経年的にはへっているんですが、同じ事業で。

○説明者

当初の予定でいいますと、この工事の場合、約1,500万円で、変更分約400万円、最終的に大体2,000万円ですよ。次の年度の予算で当初に2,000万円ぐらいの予算枠があれば2,000万円で組みますけれども、実際には少しずつ減っているんで、この金額で工事の発注ができないのが実情です。

○委員

同じ業務だけど、業者からすればもうけのほうがかんたんへっていったということですよ。もうけというか、わからないけど。

○説明者

工事の発注規模としては、初めはちょっと少なめに出しているというのが実際です。

○委員

落札率は上がってきてるんですか。

○説明者

落札率は、変わってなかったと思いました。

○委員

変わってない。それはまたいいのかどうか。

○説明者

94%から95%ぐらいですね。

○議長

指名入札だから、さっき選定のことはさっきご説明いただいたんですけど。

○説明者

現在は制度が変わりまして、今は一般競争入札の対象になります。当時は、正確には平成24年5月までは指名競争入札の対象でしたが、平成24年2月の建設工事入札・契約制度検討委員会の検討結果に基づき見直しがされました。ただ、一般競争入札になっても、入札参加資格の考え方としては、対応ができる業者が参加してくるように、初めにご説明した三つぐらいの条件付けをしています。

○議長

一般競争になっても同じような条件で。

○委員

応札者数はふえてますか。

○説明者

応札者数は減っています。応札可能業者数としては、おおむね30者ぐらいを目安にできるような条件をつけてということをやりますけれども、実際に札が入ってくると、多分10本の指には行かないような感じですね。特に修繕系の仕事では、そのような実情です。

○委員

人気がないんだ、それだけ。

○委員

業者さんとしては、どうぞ、どうぞ、というか、お互いにやるようなことを、競争力を上げるといいますか、それっていうのはどういったことが考えられるんですか。

○説明者

この契約が単年度で繰り返していることが一因と考えられます。もうちょっと長期的に契約ができて、例えば2カ年とか。そうすれば会社の投資とか、このエリアをずっとやっていたという意欲がわいてくるような気がするんですけど、結果的に単年度契約ですから、次の年は取れるかどうかかわからないというので投資意欲もわからない。もう少し、例えば長い契約ができるというのであれば、人気の度合いは少しは違うかなという気はします。

○議長

特になければ、これで終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○説明者

ありがとうございました。

(意見のとりまとめについて)

○議長

一応、午前中の審議をちょっとここでにおいて、「意見のとりまとめ」について審議したいと思います。

これは、「意見のとりまとめ」を、私のほうから説明してもいいんですか。

これはもう前に「意見の取りまとめについて」ということで、この紙をお送りしたかなと。

前回までの主な意見をそこに出してあるんですが、これについてこのような形でよいかどうか、先生方からご意見を伺ってと思っておりますので。

4点ほどで、主な意見ということで出ささせていただいております、今までの審議を踏まえて入札契約手続きの改善について、実施状況のチェックとか進行管理の徹底をすべきじゃないかという意見が出ました。あと工事の発注に不慣れな部局もあるんで、委員会が審議した内容を関係部局のほうに周知徹底してはどうかということですね。あとで具体的な方策というのがあるんですけども。

それから一般競争入札での1者応札ですね。これ部局ごとに取り扱いが異なっているんで、平成21年度に1者応札とりやめという建議が、前の委員会から出てるんですが、再度周知徹底すべきじゃないかと。

最後のところですが、特定1者との随意契約に当たっては、随意契約にする必要性、相手方の選定理由が適切かどうかというのを、発注者のほうで十分に検討すべきではないかと。また、竣工までの時間的な制約等から随意契約が必要とならないように、あらかじめ計画的な発注をすべきではないかと。

これまでの審議のところでざっと出た意見ということで、意見として取りまとめておきたいと思うんですけども、こういった意見じゃないじゃないかとか、もっとほかにこんな意見も付け加えて取りまとめとして置いておくべきだというようなご意見がありましたらと思っております。

この取りまとめた結果なんかも、そこは後で言ったほうが、この委員会の委員長名で関係のところ周知徹底するように、知事のほうへの要望とかを出したいと思っております。これも一緒に回ってるんですか。回ってますね。知事宛てに「入札監視委員会における審議状況の周知等」ということで、先ほど出ました意見のほうを踏まえまして、こういったものを知事のほうに要望として出したい。これについてのご意見もひとついただきたい。

二つですね、だから。1者応札の部分、周知徹底と1者応札についての建議なんですけども。平成21年度のときにも出しては、21年のときというのはやっぱり知事への建議で出してるんですか、これって。

○事務局

そうですね。21年のときは建議という形で出していただきました。今回は建議ではないんですけども、こんな意見が出ていますということでということで、意見の取りまとめということになるかと思います。

○議長

これは平成22年のときに出した建議ですね。

○事務局

一番最後のページに、平成22年に出した建議をおつけしました。

○議長

今回は意見の取りまとめということですね。

○事務局

そうですね。参考としておつけしております。

○議長

ちなみに関係部局への周知徹底というのは、方法としては具体的にどういうふうにするかというのは。なんか議事録か何かを送るという感じですか。

○事務局

議事録のほうは後ほど公開はしますので、ただ発注部署とか発注工事名、また受注業者名はわからないような形では考えておりますが、委員さんから庁内各部長さん等に通知を出すだけではなくて、関係者を集めて審議状況、通知はこのようになってる、中身はこういうことなんですよということでやったほうがいいかなということでは、事務局としては考えておりますが。

○議長

従前はやってなかったんですか。

○事務局

通知を出しただけです。

○議長

知事のほうにも今回取りまとめた意見を出して、あとはもう具体的には事務局のほうで、審議の周知徹底を図る。

○事務局

そうですね。

○議長

何かご意見とかありますか。

○委員

具体的にどういふところで言えないんですけど、部局ごとにルールが県全体として統一されていない感があって、しかもノウハウが継承されているのかいないのかもよくわからないところがあって。土木とか農林の土地改良とか、その辺はもうほとんど長くやってきてわかっていらっしゃると思うんですが、きょうもあと××も、ちょっとなんでこんなことをしてるんだろみみたいなときに、議事録を出すだけで伝わるのかどうかがよくわかりませんよね。じゃあ、どうしたらいいんだというのはちょっとなかなか積極的に、こうしたらというのは言えないんですけど。

○議長

大きな方向として、周知すべきだということはもう間違いないだろうと、委員会の意見としてはまとめられるかなと思うんですが、具体的な方法ですね。

○委員

周知とかルールの統一まではなかなかできないんですよね。セグメント単位でこうなっていて。全县統一みたいなこと。

○事務局

ルールというのは、土木部、農地部さんで一緒にルールは決めてるんですけど、それ以外の部局のほうはそれぞれの部局のほうで、土木部のルールをまねてやるか、あとは独自のルールを考えるかということ、どちらかだと思うんですよね。

ただ、もし、そういうルールがないところについてはあってもいいんじゃないかということで、先生方からの意見ということで、もし、出ればそういう形で周知のほうはしなきゃいけないかなとは思っております。

先ほど各部を集めてという話をしましたが、各部の幹事課を集めまして、そういったこととお話をしたほうがいいのかなど。それを強く思ったのは、1者応札についての建議をいただいたにもかかわらず、第1回目のときに、「なぜ」ということで先生方のほうからお話がありましたので、そういったことも踏まえて、この意見の意味はこういうことなんだということを事務局のほうから少し細かく説明して周知をしなきゃいけないのかなというふうに、事務局として感じたものですから。

○委員

私もこれ、文章を見させていただいて、委員会としての関わりが強いなと思ったんです。今の言われたように。これ具体的ですよ、かなりね。この1者応札については。こういうことをもっとほかの、こういうことに慣れてない機関に対しても周知徹底するのが一番かなという気がしてたんですが。

なんか審議の内容についてというのと、どういう話をどこまでやるのか、ちょっとイメージできなかったんですけど、そう私はこれを読ませていただいていたんですけどね。具体的には審議の内容ってどういうことか。

○事務局

これまでの状況でいきますと、まずそのポチ二つ目のところですか、工事発注に不慣れな部局ということで、前回の審議の中で応札者が少ないんじゃないかという、ある部局の話がありまして、うちの事務局のほうから、土木部、農地部のほうは業者さんも一番多く出るところなのでそこは見るけど、いわゆる電子入札を行ってない部局についてはなかなか目が届かない。

そういったところについて業者数を集めるのにどういう工夫をしたら、工夫をすべきではないかというような話もありましたので、そういったときにはいわゆる業界紙を使うとか、そういったアドバイスなどをうちのほうですれば、ある程度は入札する上での工事の周知が業界に図られるのかなと。一定の会社さんというのは業界紙をとっておりますので、そういう周知が必要かなと。

最後のポチのほうですけど、これは過年度に競争入札で決めた工事を、次年度に随契でやって、先生方のほうから計画的な発注というところではちょっとというお話もありまし

たので、そういったことも踏まえて工事を発注する上で一定の計画の下にやるべきではないかと、そういう意見がありましたと、そういったことを各部局のほうにお伝えしようと。そういうふうには今のところは考えているんですが。

あとちょっとすみません、ちょっと差し出がましいんですが、先ほどのソフトの関係で××の会社、同系列というような話がありましたけど、その辺の同じ競争入札での同系列の会社が2者入るとなると、早い話、普段二つ入るということで公平性がどうなのかということ、先生方からそういう話もいただければ、その辺も見直しというんですか、何か考える手立てがあるのかどうか。その辺も事務局のほうでも検討しなきゃいけないのかなとは。

○議長

さっきの話でも全国に8者ぐらいしか。どういう基準なのかはちょっと定かではないけど、確かに専門的過ぎるからそうなのかなと言われればそうなのかな。

○事務局

専門的で、また同系列の会社が2者入るということ自体が。

○議長

ああ、なるほど。

○事務局

どうかなということ、先生方も見てたのかなというふうには思ってたわけなんです。

○議長

どうしても××委員がおっしゃったように、ソフトの関係でいうと先行有利というか、既存があると、やっぱりそこらへんが。

○事務局

でも、その会社を外すと、先ほどの話では関東で7者といったのが6者に。

○議長

全然へっちゃうと。それに入札ですからね。適正な内容で安いほうがいいに決まってるから。それだったら。

○委員

同系列の会社だからって全く同じじゃないですからね。僕の知ってる会社だと、上は親会社というか、元は同じでも子会社もものすごい競争してることもあるので、一概に名前が上についているから同じかということ、全然そういうことはなくて、営業マンが同じ系列だとひっくり返してくるみたいのも一般にあるので、それだけでというのは、ちょっと根拠にならないのかなという気はしますけどね。

○事務局

うちのほうもちょっと今、勉強してるところでありまして、人的な関係とか資本的な関係。そういったところで公平かどうかというような判断もしてるということなんで、その辺のところも少しは考えなくちゃならないのかなというふうには思ってるんですけど。

○議長

具体的にイメージがピンとこないのは、この2番目のポチのところですかね。関係部局への徹底というところが。事務局のお考えとしては、我々もこの大きい方向はもう全然、

多分、どの先生もこれに反対する方はいらっしゃらないんで、意見としてはそうだなということ。

例えばこれを出して、さっきの具体的に何なのかとなった場合というのは、そこについてはどうなるんですか。ちょっと説明が悪いかもしれませんが。

○事務局

今年度の審査会の意見として、幾つか見た中でこういう意見がありました、中身はこういうことなのでこういう部分について、今後の発注においては注意なり改善するところがあれば、各部局において改善していただきたいと、そういう話になるかと思うんですが。

○議長

一般論的な形で意見として。

○事務局

担当部局にははっきり言えるんですけど、ほかの部局にはちょっとそこまで言うのは、ちょっとどうかねというふうには思ってるもんですから。

○議長

確かさっき××委員の言ってた入札に不慣れな部局に対する一種のマニュアルみたいなわけにいかないですかね、なんかね。こういうことに注意してくださいよみたいな。

○事務局

考えていただければ、それは可能かと思うんですけど、例として、土木部や農林水産部のものがありますんで。

○議長

なるべく応札可能範囲を広げていく努力をしてくださいと。専門分野であるにしても、なるべく。指名入札がどうしても避けられないなら、それはそれでまた人選というか会社の選考に当たってはこういうことが過去問題になっておりますと。違う部局であります、専門性の高い部局ではこんなことが問題になるみたいなというのは、事務局のほうで取りまとめるということは可能なんですよね。

○委員

審議の内容というより、もうちょっとノウハウの交流みたいなことを関係部局間でやっていただければ。

○事務局

そこが、やはり工事の発注量の多いところはそれだけ注意してやってるんですが、不慣れなところというのは説明者も早い話、生涯において経験するか、しないかといったらば経験しない人もいますので、そういうことでいくとなかなか。

○議長

例えば、ここの意見の取りまとめのほうで、もうちょっと具体的にこうやれということじゃないんですけど、例えば、周知徹底のために関係部局を集めた勉強会をやるというのはどうですかね。

○事務局

何を根拠にというふうには、うちのほうは言われるので、そうすると委員会さんのほうからこういう意見がありましたのでということが、やっぱりひとつのやり方。

○議長

そのぐらいまでここで、もうちょっと具体的に書いて、指導をここで図るべきだというようなことを意見として我々が出すというか、それしか我々は期待のしようがないのですが、どこがやると思ったらここですもんね。この委員会というか、委員会としての事務局としてやるしかないんですかね。どこがやるのかと思うんですが、この周知徹底をやるのはどこになるんですか。

○委員

県全体としてどういう入札方式が望ましいかということ、県全体として管理してるところがないんですね。

○議長

ないんですか、これ。

○委員

部局ごとに別々なルールで動いているから。

○委員

入札制度全体を考えるとところってあるんですか。

○委員

ないんです。ここの委員会の事務局がたまたま土木だという。

○委員

茨城県というくくりでも駄目なんですか。県全体で入札の在り方というか、そのものを考えるというような、そういうところというのはないんですか。

○事務局

物品等は会計管理課というのがあるんですけど、いわゆる公共工事については土木部、農林水産部でやってるのがいわゆるスタンダードで、あとそれをまねてやるか、やらないか。

○議長

この委員会として何かいうのは、なかなか難しいんですね。

○委員

逆に言うとそういうのをつくったらいかがですかって言いたくなると思うんですけど。

○委員

意見を出してあげてもいいかもしれないね。

○議長

そんな統括する部局という。

○委員

統括する部局があってもいいような。というか、制度自体を考えるというか、そういうのをより良い方向にという、そういう専門的なところがあってもいいような気がしますけどね。

○議長

土木だけ動くってわけにもいかないですもんね、そしたらね。

○委員

いかない。土木の監理課にしたら、言われたらちょっと困っちゃうと思う。

○事務局

はっきり言いますと、知事部局と先ほど××委員が話しましたが、××はまた別個なんで。××も別個で、今度ここにある××も別個なんで、知事と対等なんですな。

○議長

なるほど。どうしようもないね。やっぱりこの程度ぐらいしか書きようがない。

○事務局

ただ、委員会は、建議は出すことができるんで。知事及びそれぞれの部局の代表者に。

○委員

ということは、今回のこの周知等についてという文書も知事に出すだけではなくて。

○事務局

そうです。

○委員

同じ立場にいる方全員というか。

○事務局

そうです。

○委員

そういう方にみんな出すということいいんですか。

○事務局

はい。

○委員

今のお話ですと、例えば××とか××とか、そういうところにはこのお話は持っていけないということですか。

○事務局

ですから、知事名でこういう委員会で出ましたので、今後の入札にあっては留意願いますということで周知になるかと思うんですが。

○議長

前回の委員会のとき、前回というかこの前の組織立てのときの委員会の出した建議というのは配られたんですよね、全部局に。

○事務局

配られました。はい。

○委員

それがこれだ。22年のときの。

○議長

しかし、徹底はしなかった。

○委員

あとはもうチェックするのは、監査委員か議会かみたいなの。

○議長

そうすると、今度1番目も問題になってくる。チェックすべきだというのも、方向としては本当いいですよな。

○事務局

すみません、この1者応札を認めないというのは、国とかいわゆる会計をつかさどる会

計管理者のほうでは駄目とは言っていないので、これは公共工事の発注に当たっては1者応札は認めないよということでの先生方の意見なので、土木部、農地部、企業局ではそれよりも上乘せ、厳しい基準で入札には当たってますよということなんですね。

だから、努力の規定の部分なんですね。ただ、そうは言ってもそれぞれの知事及び管理者に出たものですから、それぞれ、今後どうするんですかということでの先生方の問いかけに対してはどうするんだということで、その辺はやろうかと思っているんですが。

○議長

この委員会の中である程度、1番目のポチと2番目のポチについては、今後どうなっているか報告を求めるとか。

○事務局

ただ、この入札契約のシステムの改善というのは、例えばどのようにやっていますかと。報告いただければということであれば、それは報告を求めることは可能かと思いますが。

○議長

こちらが何か意見を出したときに、具体的に何か改善をされましたかというような報告書を求めるということも可能なんですか。

○事務局

可能かと思います。

○議長

なるほど。

○事務局

このシステムの改善について実施状況のチェックとか進行管理を徹底すべきではないかとなると、進行管理を早い話、委員さんに代わってうちの事務局がやらざるを得ないのかなというふうには思ってるんですけど。

○委員

そもそもは、例の事件があったことを受けてどう改善したかという話なんですけど、もうちょっと土木と農林以外のところに範囲を広げて、この委員会が見ようとしたときに、ほかにもちょっとずさんなところは見えてきましたよねという、だからそこまで範囲を広げて改善を求めるかどうかということだと思ってるんですけど。

○議長

取りあえず、今回意見としては、今の段階でちょっと個別に具体的な方法とまではいかないけれども、こういう方向でということでの意見として、取りまとめとしては、これでよろしいですか。あと何かこれもというのがあれば。

○事務局

最終的な意見をどこまでの分を含めての形。

○議長

ここまでの分。今までの分ですからね。でも、きょうの分まで含めても構わないですよ。

○事務局

はい。

○議長

確かにこういう意見だったなっていうしかないんですかね。そうですね。

○事務局

あとちょっとすみません、電子入札をやるか、やらないかというのは、お金がかかるものですから、土木、農地部、企業局はやれるんですけど、この間出ました××などについては年間数件なので、多分ああいうところは紙入札でやらざるを得ないと思うので。やるとなると100万ぐらいの予算が必要になって、また維持管理も必要なので、コストを考えるとなかなか難しいということになってますんで。電子入札の導入については、各部の判断になってくるのではないかと思っております。

○委員

今の現状というのと、もう一回確認したいんですけど、応札者数が少ない案件の不慣れな部局じゃないですけども、そういったところは電子入札はできないにしても、先ほど業界の機関紙か何かに周知徹底させてある程度広めることはできるんじゃないかというご意見もあったと思うんですけど、それプラスアルファ県のホームページとか何とかでは公開されてるものなんですか。要するに入札がかかるものというのは全てオープンにされてるのか。こういう入札があります。

○事務局

公共工事を発注するものとしては、先ほどの××なんかは載ってこないですよ。

○委員

電子入札までいかななくても、今度こんな工事がありますよとか、こういう仕事がありますよというお披露目はできるんじゃないんですか。

○事務局

ええ。ですから、それがいわゆる一般の業者さんは土木部で管理してるホームページから入ってるわけなんですよ。そこに××を見ても載ってないんで。

○委員

土木部から入っていくけども。

○事務局

土木で管理してるホームページで、部局単位ごとに見られるようにはなってるんですが、この間の××については、そういう電子入札の制度になってないので開けても見る事ができない。

○委員

それは、土木部から入っていても、そこにはないからということですよ。

○事務局

ないからなんです。

○委員

そうですね。私が言っているのは単純に、要するにページとしてお知らせページみたいなものがあったらいいのかなってちょっと思ったものですから。

○事務局

それを載せるのが、それぞれの発注部署、発注単位でやっていますんで。どうしても発注量の少ないところというのは、業者さんは目が届かない。

○委員

この前のは物品調達まで載せちゃったんでしたっけ。公共工事じゃなくて。ていう問題もあったっていう話ですよ。だから、そこが不慣れなんですよ。

○事務局

それは間違ったやり方ではないんですけど、そちらで載せるしかなかった。

○委員

だから、こっちにも載せればもっと多くの応札があったかもしれない。

○委員

単純に、なんでお知らせコーナーをつくらないのかなっていう、そういう単純な発想なんですけどね。

○事務局

業者さんが、そうすると各課のホームページを全部見なきゃわからないんですよ。

○委員

各課まで行かなくてもいいじゃないですか。ページのつくり方次第で。ホームページのつくり方次第だと思うんですよ、それこそ。

○委員

いや、だから逆に、ほとんどそういう事例がないところは、それはここに持っていったら載せてくれるんだっていうことを説明者が知らないんじゃないですか。

○委員

知らないのはおかしくないですか。

○委員

だから、それが縦割りになっててという問題です。

○議長

それを統括して周知徹底するための部署はないということになる。これは土木に言っても仕方がない。

○事務局

うちのほうで管理してるホームページに載せるとなると、そういう形になってしまう。

○委員

そうですね。それはそうですね。土木のほうからは入れないというのはわかりますけども、なんで各課ごとなんだろうという。ただ単純な。別に一括して、こういうあれがありますよという、それこそ新着ページじゃないですけどね、そういうのがあってもおかしくないのかなってちょっと思ったもんですから。

○事務局

先生が言うのは「入札」って検索すれば全てが見られるような画面があってもいいんじゃないかということですよ。

○委員

そうです。そうです。ある程度こんな入札があるんですよっていう、そういうのにわからない部局は載っけちゃうという、必要な、なおかつお知らせが必要そうな部局はそういうのにまとめて載けるとか、何かやり方があるような気がするんですけどね。それって大してお金かからないじゃないですか。ホームページの更新にはお金はかかるけれども、その辺のやり方次第かなという気がしますがね。

○議長

さっき出た入札制度についての統一的な周知させる機関というか方法。部局はどこでもいいんですけど、周知方法を考えるべきだってことなんですよね。あとさっきのホームページですか。応札を広めるためにホームページで入りやすくするってことか。

○委員

それだけ大きな組織だから。

○議長

難しいのか。

○委員

一個一個が1個の自治体みたいな感じで、予算もあります。

○議長

そうですね。本当に驚きです。せつかくこの委員会がありますもんね。なんか統一したものができると一番いいんですよ。

○委員

大体、県レベルになると、そのようなものなのでしょうか。

○議長

独立体ですね。

○事務局

他県では、全体的に入札をやっているセクションはあります。ただ土木部の場合、ここに来てるグループの方々というかメンバーは、建設業の振興というか、育てるという仕事とか、あとはその格付けとかという、建設業の方々との接触が仕事で、そのセクションが入札というまたそこと隔たる部分を制度を持つというのはどうなのかとか、いろいろ議論があってなかなかまとまらないんですが、ただ一番土木部が入札制度には精通してるし、公共事業についてもよくわかってる。技術的にもわかってるので、本来であれば土木でやれたらいいのかもしれませんが、まだなかなかその辺がまとまらないというのが現状であります。

○議長

すみません、事務局で、まとめておいていただけますか。よろしくお願いします。

(5) 交通安全施設設置工事

○議長

では、ちょっと早めですがおそろいですので、午後のほうを開始いたします。

まず、最初に5番目の××のほうの発注案件についての審議ということで、交通安全施設の設置工事ということで、説明のほうをよろしくお願ひいたします。

○説明者

××でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。失礼ですが、座って説明させていただきます。

それでは、工事の入札及び契約の運用状況につきましてご説明申し上げます。

お手元のナンバー5の説明書の中の1ページ、審議事案説明書をご覧いただきたいと思

います。

工事の名称は××、交通安全施設設置工事でございます。

工事の種別は塗装工事、工事の場所は××を代表とした箇所でございます。

工事の概要につきましては、通学路の安全を確保するための交通安全施設の設置。具体的には、児童の通学路に路面表示としてカラー舗装を施工し、ドライバーの注意を喚起して交通の安全を図るという目的の工事でございます。

工事の延長は3,000メートル、薄層カラー舗装は1,170㎡、カラー舗装設置はコンクリート舗装面が1,270㎡、アスファルト舗装面が700㎡、ほかに車道分離標の設置や区画線を施工したものでございます。

恐れ入りますが、13ページの位置図をご覧くださいと思います。

中央左の方にだ円で囲んだ場所がございますが、これが1カ所目の××地内の施工場所であり、ほかに同様のだ円で示した施工場所や、次の14ページにも、だ円や小さな丸印で示した施工場所が合計で6カ所ある工事でございます。次の15ページが××の塗布式カラー舗装設置場所の平面図であり、施工する区間を赤線で表示しております。

次の16ページは××地内の薄層カラー舗装施工場所の平面図であり、施工するエリアを網目で表示しております。以下同様に全部で6カ所を施工いたしました。

恐れ入りますが、1ページに戻っていただきまして、入札参加資格についてご説明いたします。

この工事は予定価格が1,000万円以上の工事であるため、一般競争入札の方式によって入札を実施しております。

入札参加資格は、塗装工事で名簿登載のある業者とし、この工事が交通量の多い現道上での施工であり、安全かつ迅速な施工が求められるため、工事の品質を確保する観点から、最近10年以内に県内で同種または類似工事の施工実績があることという条件を付しました。

同種または類似工事とは、塗布式樹脂系カラー舗装あるいは区画線等の路面表示工事を含む交通安全施設工事といたしました。

次に技術者についてですが、供用されている道路上の工事ですので、安全対策や施工管理に万全を期する必要があることから、1級または2級施工土木施工管理技士などの資格を有する主任または監理技術者であることといたしました。

また、地域要件の設定につきましては、この工事の予定価格ですと、事務所管内の業者という要件になるところですが、当事務所の管内では応札可能者が4者しかおりません。そこで応札可能な業者をできるだけ多く確保するため、地域要件を拡大することとし、県内に本店があることとした結果、応札可能者が27者となりました。

以上のとおり入札参加資格の条件を付しまして、平成25年2月15日に公告し、平成25年3月12日に開札を行いました。8者から入札参加資格確認申請があり、入札参加者も同じく8者、予定価格は税抜きで1,860万円。最低制限価格は税抜きで1,552万円。落札者は××。落札金額は税抜きで1,561万円。落札率は83.9%でございます。入札の結果につきましては2ページに入札書取書を添付してございます。

次に、変更契約についてご説明いたします。11ページの変更契約内容の公表資料をご覧ください。下の方、変更の理由の欄でございます。

工事を進めるに当たりましては、請負者から着工前現地測量や地元調整の実施結果の報

告、設計照査の協議などを受けることとしております。それに基づいて検討いたしました結果、主に学校や地元からの追加要望などに対応することが必要となり、交差点手前の摺り付け区間にも薄層カラー舗装を施工することとし、230㎡の追加。及び外側線の外側であるアスファルト舗装面370㎡の塗布式カラー舗装を追加するなどの設計変更を行い、変更契約をいたしました。また、この追加施工に伴い、工期につきましては15日間延長いたしました。

次の12ページに添付してありますが、工事成績評定は76.0点でございました。

最後に、22ページの完成写真をご覧ください。

竣工後は白色の区画線の外側に緑色のカラー舗装を施工してありますが、これはこの道路が通学路であることを示すもので、ドライバーに注意を喚起する役目を果たすとともに、児童はこのグリーンベルトの上を歩行するよう指導することで通学路の安全確保が図られました。

次の23ページの写真をご覧ください。

竣工後は赤茶色の薄層カラー舗装を施工してありますが、この先には児童の横断歩行箇所があり、この赤茶色のカラー舗装がその手前にあることで横断箇所の存在が強調され、ドライバーに注意を喚起する役目を果たしております。

以上、代表的な2カ所の写真でご説明をいたしました。

簡単でございますが、これで概要の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長

では、何かご質問とかご意見がございましたら。

○委員

全部で6カ所の工事ということですが、事務所の管内で例えば1年間でこの工事をやるべき箇所が6カ所だったからこうなのかとか、どういう意図でこの6カ所が対象になっているのかということをご説明いただけますか。

○説明者

この事業につきましては平成24年度の初めごろに、全国的に通学路に車両が突っ込むというような事故が多発しまして、文部科学省のほうから通学路の交通安全の確保の徹底についてというようなことで全国的に依頼が出されまして、学校をはじめとします関係機関が合同で通学路の安全点検等を行いまして、対策を講じていくということになったわけなんですけども、その中で学校関係者あるいは警察、それから道路管理者である県と、あるいは市町村、そういうところを交えまして協議をしまして、××では主に南部地域の××の分として小学校区単位で1カ所、合わせて合計6カ所ということがこの年度に施工する計画となったところでございます。

○委員

××を合わせると6カ所ということですね。ほかの例えば××で別の同様の工事があった。

○説明者

××につきましては、このような総合的な要望という形ではなくて、単発的にこの箇所をやってほしいということで1カ所、2カ所ずつ挙がったところはございますが、それは

総合的にまとまった工事ということにはなりませんので、単発的に別の事業で、別の工事で施工したところがございます。

○委員

地域要件に関して、地元という関連のところだと、先ほどの説明で4者ですね。それで、県内にやって27者。これは適切な対応だった。結果的にはどうですか。ちょっと教えてほしいんですけども、結果的に今回落札の業者を含めて8者。この8者の中で地元といえますか、地域の業者さんというのはどの程度おられるんですか。

○説明者

応札可能者は4者はいるんですけども、地元その4者のうち参加したのは1者でございます。

○委員

1者ですか。1者だけしか入らない。わかりました。

○議長

ちなみにこの追加工事とした変更契約のほうなんですけど、見方がよくわからないんですけども、これを見ると最初の工事が終わった後からの追加なんですか。

○説明者

実際には、最初の工事の施工中に引き続いて施工するというような形でございます。

○議長

ちなみに通学路の安全確保だから、最初に場所を選定したりする部分では、地元の要望とかを既に聞かれていたかと思うんですけど、その段階ではこの追加場所についてのご意見というのは出てなかった。

○説明者

対策を、検討会議で検討はするんですけども、工事の詳細につきましては、やはり会議の場ではなかなか頭の中では一般の方にはご理解をいただけないような部分もありまして、当時の対策箇所ではこのくらいでいいだろうというお互いの認識だったんです。やはり工事が始まって現場での立ち会い等をやっていただきまして、「この辺までの施工になりますよ」ということで現場にお示しして説明をいたしますと、「やはり子どもたちの安全を考えるともう少し施工延長、ここまで延ばしておいたほうがいいんじゃないか」とかそういう意見が出てきまして、その辺で施工数量を増加しました。

○議長

新しい場所を。

○説明者

場所的に追加はないんですけども、長さをお尻のほうまで延ばしました。

○議長

長さの変更なんですか。この写真に写っている茶色っぽいこの。

○説明者

そうです。この茶色ですと、お尻のほうまで少し施工を延長したといえますか、面積を増やしました。

○議長

この通学路の緑の部分なんかも同じようなもの。

○説明者

緑の部分は延長というよりは幅なんです。この写真で言いますと、竣工後の写真では、22ページです。白色の区画線と、ちょっと見えづらいんですけども、コンクリート製の側溝の間にアスファルトの上にも約30センチ幅で、緑色が塗ってあると思うんです。この30センチ幅の緑色の部分を当初は施工しなくてもいいだろうと判断した箇所がありましたけれども、やはり保護者の方とか交通安全の立哨をされる方から、この白色の区画線と側溝の間に黒いアスファルトの部分が残っていると、やはり注意を喚起する上では十分ではないでしょうというご意見がありましたので、その部分も施工することにいたしました。

○委員

そういった、いわゆる工事設計をする、要求を聞いて調整をしてという工事設計は、この土木事務所さんでされているんですか。

○説明者

はい、そうです。

○委員

そのときにはそういった指摘というのは、最初は受けてなかったけれども、施工が始まってから新たな指摘というか要求として出てきたということですね。その設計みたいなことに関してはこの契約の中には入ってはいないわけですよね。調整をしてくださいねということは入ってはいないということですね。

○説明者

設計につきましては××事務所のほうで設計をしますので、工事業者のほうは現地に、どの辺まで施工するという、我々は専門用語では「丁張り」と言ってますけれども、どの辺まで施工するということを明らかに示して、現地の方々からご意見をお聞きするということはございます。

○委員

契約変更として予定価格というのがありますけれども、それは××事務所さんのほうで計算してる予定価格。

○説明者

はい、そうです。

○委員

今回は、それはこういう契約変更に関しては100%の契約金額で行うということなんですね。

○説明者

変更増額の場合は、××事務所のほうでこれだけの工事の増加があるということで、また金額を増加分についてはじき直しまして、それを基に増額いくらという予定価格を決めます。

ただし、変更契約の場合は、請負業者に最初から予定価格を示すということはありませんで、業者のほうには金額とか単価が入っていない設計書、つまり、金抜き設計書と言っているんですけども、それを渡しまして見積書を作ってきていただきます。その見積書の金額と事務所のほうで既に決めてある予定価格を照らし合わせまして、予定価格以内の増額であればそれで決めるということで、100%ということにはならない可能性があります。

○委員

今回は100%だったという意味ですか、これは。

○説明者

ちょっと今、調べてみます。

○委員

予定価格と契約金額というの是一緒ですよ。

○説明者

ちょっと、今、書類を見てみます。

○説明者

今回、結果的には予定価格と同額で見積書が提出されまして、これで契約になっております。

○委員

ぴったり同額で出されてきたということですか。

○説明者

これは事務所のほうで設計積算をしまして金額をはじくんですけれども、その金額に当初請負のときの請負比率というものを掛けます。請負比率というのは厳密に言うと83.9%のその数字ではなくて、当初の設計したときの積算金額と請け負った金額との比率です。

予定価格が当初設計したときの積算金額イコールであれば83.9、同じ数字になるんですけれども、予定価格につきましては設計金額と厳密に言えば一致しているとは限りませんので、若干違う数字になる可能性があります。その請負比率と増額分の設計金額とを掛け合わせますので、そもそも設計金額よりは低い数字で予定価格を決めるという定めがございます、増額の場合には。

○委員

ある意味では××事務所さんのほうで、この業者はこういう見積を出してくるという予想価格に近いような形になるという意味ですね。

○説明者

当初請負でもこの業者はおよそ8割ぐらいで施工できるわけなので、増額についてもそれとほぼ同等で施工できるだろうという考えの下に予定価格そのものを設計金額よりは切り詰めているということになります。

○委員

変更で増額したけれども、比率としてはこの比率とほぼ一緒のものが増加されたというふうに考えているということですね。わかりました。

○説明者

請負業者側も、当然、自分の請負比率はわかるわけですから、工事の増加の設計金額と業者側も自分の手元ではじいた請負比率というものを掛け合わせれば、ほぼ同じ数字になるのは当然だと思います。

○委員

わかりました。

○議長

値段的には、当初から入れたときとあまり変わらないということなんですね。

○説明者

そうですね。業者のほうでも請負、落とせる比率というのは当初とほとんど変わらないということになると思います。

○委員

入札とは直接関係ないところだとは思いますが、住民の要望を聞いて微調整することなんですが、どこまで応えられる余地というのはあるものですか。ケース・バイ・ケースですか、全く。

○説明者

ケース・バイ・ケースなんですけれども、予算にはやはり限りがありますので、要望が上がってきたから全てに応えられるかという、そういうことはないんですけども、たまたま今回の場合ですと、要望が上がってきたのが予算の範囲内だったので要望には応えられたということです。

○委員

落札率も83%で低かったから、余裕があったという感じですか。

○説明者

それもあります。

○委員

今のお話は、基本的には予算、その範囲内で大体やるというのがある程度的前提になるんでしょうか。それとも、またそれ以上のこともあり得る。

○説明者

それ以上のこともございます。そもそも予算がふんだんにあるような事業も中にはありますので、当初発注したときに既にもう予算に余裕があるという場合もあります。その場合は請負差金と当初の余裕があった予算とをまた合わせまして、設計変更で追加工事をしたり、あるいはまた別途工事を起こしたりということがございます。

○委員

ただ、そのプラスアルファの分の限度って、目安はある程度ある。それとも全く、予算の範囲内で。

○説明者

この工事だけではありませんが、一般的には工事の場合は、この程度の工事の金額ですと3割の変更までに抑えるということになっております。

○議長

特にほかになれば。では、この案件につきましてはご報告いただいたとおりということで。

○説明者

ありがとうございました。

(6) 2号ガントリークレーンベアリング交換工事

○議長

6番目の案件で、××の事案です。ご説明のほうをよろしくお願いします。

○説明者

××と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

それとご説明のために××を同席させております。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、1ページをお開きいただきたく思います。審議事案説明書に従いまして、内容をご説明させていただきます。

まず、発注機関名は××でございます。

入札方式は、随意契約、工事名が××、2号ガントリークレーンベアリング交換工事でございます。これは先の大震災の災害の復旧工事でございます。

工事種別が機械器具設置工事、工事場所は、××でございますけれども、××地先でございます。

工事の概要は、走行ベアリング交換80個でございます。

まず、この先のご説明をさせていただく前に、ガントリークレーンにつきまして、ちょっとご説明させていただきます。

資料の10ページをご覧くださいと思います。

これは工事用の大きな、非常に事務的な図面を小さく縮小したものでちょっと分かりづらいかと思いますけれども、左側を下にさせていただきますと、天地が正しくなります。一番上の図面が、クレーンを上から見た図面。それからその下がクレーンを横から見た図面。そして右側が後ろからと言いますか、陸側から海側を見たような図面でございます。

非常にわかりづらいので手元に写真を用意させていただきました。港に行きますと、いかにも港らしいクレーンということで見ていただけると言いますけれども、これが現地にあります本物の写真でございます。このような形をしています。

まず、元に戻っていただきまして、9ページをご覧くださいますと、これもちょっと非常に見づらくて恐縮ですが、港の平面図になっております。お手元の図面は右側が海側、左側が陸側でございますけれども、合わせてちょっとわかりやすいようにこちらで同じ図面ですけども、わかりやすいものを用意させていただきました。

計画では北側、真ん中辺、それから南側にそれぞれふ頭の計画がなされております。北のふ頭につきましては、今現在、すべて完成して供用しております。真ん中のふ頭と南のふ頭は一部が完成して供用しております。

北のふ頭の北側半分ですけども、××がありまして、その北の埠頭の南側の部分が公共ふ頭で、一般の貨物を扱うふ頭でございます。その中で沖側が外貿地区と申しまして、外国との貨物の貿易に使っている部分でして、そのさらに一番沖側がコンテナを扱いますコンテナターミナルになっています。

お手元の図面で、赤でだ円形で示された周辺がそのあたりになるんですけども、国際貨物のコンテナを扱う施設でございます。コンテナ専用船で運んできたコンテナを岸壁に下ろし、整理をして荷主のもとに運び出す、あるいはその反対に運び込んだ貨物をコンテナ専用船に積み込むような施設でございます。今回のクレーンは岸壁と船の間でコンテナや重量貨物を積み下ろしするためのクレーンでして、日本語では門型クレーンと呼ばれてはいますが、ご覧のような形で門と言えば門のような枠だけのクレーンでございます。これを設置してあるというところでございます。

それから、このクレーンは岸壁に、ここが岸壁になります、今コンテナ船が着いていて

コンテナを積み下ろししている状況ですけれども、岸壁に平行してレールが設置されていて、このレールの上にこのクレーンは乗っかっていて、岸壁と平行方向に移動することができます。

さらにクレーン本体は、ここに昇降機があるんですけども、これ自体はこの腕の上を海の方と陸の方に移動することができますので、それによってコンテナを積み下ろすことができるという構造のものでございます。

11ページをご覧くださいますと、これも左側が下になりますけれども、陸から海を見た状況の一番下の部分、脚の部分拡大した図でして、今ほど申し上げましたレールの上を走る車輪の部分でございます。

この車輪が、陸側、海側合わせて40輪ございまして、その実際のものが、あちこち行って申し訳ございません、13ページの写真を見ていただきますと、ちょうどその車輪部分の写真でございまして、この着工後という下の段を見ていただきますと、構造がご理解いただけるのではないかと思います。

本工区では、平成23年3月11日の震災で震度6弱の揺れ、それから4.2メートルに及ぶ津波に襲われまして、特にこのコンテナターミナル付近は地盤の著しい液状化現象が起きるなど大きな被害を受けました。

このガントリークレーンにつきましては、揺れによる車輪の脱輪、ブーム軸の外れ、部材の変形等、それから津波による浸水被害を受けまして、これらの復旧工事につきましては平成23年11月から行われておりました。

今回の工事は、津波による浸水被害を受けた走行輪のベアリング、これを詳細に調査しましたところ、著しく錆びているということで交換が必要であるということが判明しましたので、40輪ある車輪に二つずつ付けてありますベアリング80個を交換するという工事でございます。

1ページの事案説明書にお戻りいただきまして、続きましてご説明させていただきます。

随意契約の理由という欄でございますが、その後段の部分ですけれども、今回の工事は、津波による浸水被害を受けた走行ベアリングを詳細に調査した結果、錆びているということがわかって早急に対応する必要が生じている。また、ガントリークレーンを製作している複数のメーカーに積算するための参考見積依頼を行ったが、他社製のガントリークレーンの復旧は全体の性能保証が困難なため、見積を辞退しますという旨の回答が返ってきました。

そこで、××と随意契約をするものであるというものでございまして、随意契約の根拠法令が地方自治法施行令第167条の2第1項2号でございます。

契約金額が4,462万5,000円。

その他といたしまして、契約の相手方は××、予定価格が4,250万円、見積金額が4,250万円、落札率が100%でございます。

2ページ目が平成24年2月28日に実施した入札の経過を記録した書取書でございまして、3回目の見積で決定いたしました。

3ページ、4ページ目が工事の設計書でございまして、その概要は走行ベアリング交換80個ということで、起工額が税抜きで4,296万円でございます。

5ページ目が随意契約の内容と相手の選定理由の公表内容、6ページ目が契約内容の公

表内容でございます。

7ページをご覧くださいますと、変更契約内容の公表ということで、35万7,500円の減額となっております。これは工事に伴いまして発生した廃棄物の処理費等に変更が生じたため、当初設計では廃油処理などの廃棄物処理を計上しておりましたが、その量が実際には少なかったこと、あるいは金属くずなど有価物が発生したことが要因となっております。

8ページは、工事成績評定結果表ですが、当時5月13日に韓国中国定期コンテナ航路の再開が決定されており、1日も早い供用が必要だったこともありまして、5月7日に工事を部分完成させまして、供用に間に合わせました。

12ページ以降が工事の写真でございまして、12ページ、13ページが代表的な部分の着工前と完成後の写真、それから14ページ以降が工事の状況の写真でございまして、17ページ、最後のページを見ていただきますと、工事によって発生した廃材とか廃棄物とか、そういったものの形状とか量を県の職員である監督者が確認している状況でございます。

ご説明は以上でございます。ご審議のほう、どうぞよろしく願いいたします。

○議長

ありがとうございました。

では、何かご質問とかご意見等ございましたら。

○委員

落札業者が、最初××なんですけど、契約内容の変更では××となっておりますが、これは別会社ということではないですか。

○説明者

これは××が関連会社などの統廃合を行いまして、ガントリークレーンなどの関連業務を行う会社を、××という会社として、平成24年4月1日付で統廃合されたということでございます。名称が変わったということです。

○議長

ちなみに複数のメーカーに積算を依頼して、結局××しか駄目だったみたいなんですけど、大体この種の工事ができるところって何者ぐらいあるんでしょうか。

○説明者

見積を依頼した会社が6社。6社に見積を依頼しました。

○議長

なんか特殊な機械のようですから、おおむね。

○説明者

できる会社さんは全て選ばせていただいたということです。

○議長

そうすると、業者の選定はやむを得なかったということになるんですかね。1者。随意的なものですから。6社やったけど5社断られちゃったってことですか。

○委員

この予定価格というのは行政側としては積算可能な。かなり特殊なところの特殊な工事だと思うんですけど、大体の予定価格というのは、行政側で立てられるものなんですか。

○説明者

私たちが積算する場合には、積算基準というのが定められているものがあります。それ

につきましては、当然、その基準に従って積算ができます。それに対しまして、その工事に必要な材料の例えば単価の情報が持ち合せてないとか、あるいはその工事をするのにどれだけの材料が必要で、どれだけの手間が必要かという、いわゆる歩掛りというものがない場合がございます。

そういった場合のルールとしましては見積をいただくという手続きをしまして、単価につきましてはいただいた見積の中で安いものにある率を掛けて、その単価を採用するとかということをして積算いたします。

○委員

この場合2ページに3回見積を取って3回目に予定価格ということなんでしょうけど、4,250万にいくまでに、そんなに大きな差はないかもしれませんが、当初は4,320万って向こうが出してきたわけですよ。その1回目に出てきたときには、4,250万という額は、こっちとしては持ってないという状況なんですか。こういうケースの場合。

○説明者

まず、先ほど申し上げました見積などの資料に従いまして、発注側としてまず積算をいたしました。設計いたしました。それを基にまず予定価格というものを設定しました。

○委員

それはわかるんですが、このケースの場合、4,320万って出てくる前に予定価格は立てることはできていたんですか。

○説明者

もちろん、この入札を行う前に予定価格は用意して、もちろん持っております。

○委員

この特殊な機械の場合も、大体見積は事前にできていたということなんですか。情報はあつて。

○説明者

はい。

○委員

あとは少し値切り交渉というか、そういう中でこうなったということですか。もう一回、もう一回という形で。

○説明者

まず設計をいたしまして、いわゆる積算額が税抜きで4,296万円でした。それは3ページ目の工事起工概要書というところ。これがいわゆる設計額でございます。これを基に予定価格というものを設定しまして、それが4,250万円でした。この準備をした上で入札に臨んだわけでございます。

○委員

1者に3回出し直してもらったということでしたね。

○説明者

はい。1回目は予定価格と比べてかなり高いものですので、1回目では成立しなかったということで、もう一度お願いしますということで2回目。3回目にたまたま同額ですけども、4,250万という形で入札いただきましたので、その予定価格と勘案して決定いたしました。

○委員

仮にこういうケースの場合、それでも不調の場合はどうなるんですか。何回やっても予定価格を上回るような場合。もし、そうなっちゃったら。

○説明者

これまではちょっとそういった経験がございまして、何回かやるうちには予定価格以下には収まって。

○委員

何回やってもその額になるまで。

○説明者

特段、何回という規定がございまして、予定価格以下になるまでやって。

○委員

相手が1者でもそうせざるを得ないということですね。

○説明者

そういうことです。

○委員

これの複数のメーカーに見積もってもらったということで、それは手続き上大事なことだと思ったんですけど、ただ回答が他社製の者は駄目だというような言い方をしていることは、今後、もしそういったことが出てきたときには、他社製、つまり前に設置したその機械自体の設置の会社しかできないと、こういうことになるんでしょうか。ちょっとそこら辺の読みが気になったなと思ったんですけども、どう考えておられますか。

やっぱりこういった形で、できるだけ複数の方の入札があるような手続きを取ることが大事になってきますけど、これを前提条件として駄目じゃないのって言われると、その可能性は出てきてしまうんですけどね。

○説明者

結果的にそういう可能性はあるかもしれませんが、私どもとしては、やはり今おっしゃったように可能性としては全部。

○委員

今後も同じような形で、もし、そういった事業をやっていただけるということでよろしいですか

○説明者

はい。

○委員

日常的なメンテナンスみたいな契約もされているんですか、××に。これだけの機械なので。

○説明者

日常のメンテナンスにつきましては、この会社ではなくて、港に常駐してメンテナンスするようなそういう業種の会社がありますので、そういうところをお願いしてやっております。

○委員

部品の交換がやっぱり劣化してきたら。

○説明者

大きな工事については、またこれと同じような手続きをせざるを得ないと思います。

○委員

本体のガントリークレーンに関しては23年の11月から××が復旧工事をされていた。このベアリングの交換時期というのはいつなんですか。やはり23年度ですよ。その後ですか。23年度の末ぐらいですよ。つまり、23年11月から復旧工事を始めて、その半年後ぐらいにベアリング交換をされているということですよ。

この復旧工事自体は、××のほうで起案した工事なんですか。

○説明者

はい。そうです。

○委員

それは、この流れの中で追加工事とか、そういうことではなくて、また別。こういう契約というのは別になるということですか。そのあたりの工事の関連性みたいなことなんですけれども、本体工事をある方法で契約をされたんですよ、××が。始まった。始まったら、ベアリングが思ったより錆びていたということがわかって、ということで、今度は随意契約ということなんですけど、それは、その追加工事という位置付けとはまた別なんですか。

○説明者

いわゆる変更して追加という方法もあったかもしれませんが、この場合には別工事で行うというふうに判断いたしました。

○委員

その判断基準はどういうこと。

○説明者

明確な基準があるわけではありませんが、一つとしましては1日も早い復旧が必要であるということで、先ほど私ご説明の中でこの年の5月の13日に定期のコンテナ船が復活といますか、再開するという予定も決まっておりましたし、港としましては1日も早い復旧が必要であるということで、事務手続きに時間を要するというのもございましたので、別工事で行いました。

○委員

追加よりも、新しい新規の随意契約にしたほうが事務手続き的には早くいけるということですか。

○説明者

このケースの場合は早かったということです。

○委員

追加工事になるのであれば、他社さんに見積取ってとかという行為が逆にいらなくて、もうこの××がいくらでできますかということでできそうだなと思ったんですけど、それをしないで迂回したように見えるんですけどね。そういったことが日程的な話と、一方で金額、適正金額かどうかという話であると思うんですけど、日程を短くする、手続きを簡略化するために随意契約にというと、このプロセスというのは逆に増えているようにも見えるんですけど。そうではないんですか。

○説明者

このケースの場合には、修理のほうの工事が規模が大きいものですから、県庁のほうの手続きもございましたので。

○委員

裏返していうと、時間がたっぷりあったとしたら、一般競争なりもやった上で入札の手続きとしたら正しいかもしれないですが、そのときにほかの企業が実際に受ける余地というのはあるものなんですか。初めから、これはないものですか。

○説明者

可能性はあると思います。

○委員

他社のものだけど。という理由で同じく、入札やっても1者しか応札しないという可能性はないんですか。

○説明者

可能性はあると思いますけども、広くやっていただくということを考えますと、この方法がよろしいかというふうに判断して、こういう形になった。

○委員

逆に時間がここまでって、何カ月かの間だと言われたときに、他社製品なのでという以外の理由として、こんな2カ月ぐらいじゃとてもじゃないけどできませんというようなことはあり得なかったんですか、ほかのメーカーは。

○説明者

これは、ちょっとわかりません。

○委員

今後もやっぱり、初めに××をやったら、もうずっと部品の交換等大きなものがある限りここしかあり得ないんじゃないかという気がしなくもないんですけど。

○説明者

それは、私はそうじゃない可能性があるかと、他社でもやっていただける可能性もあるというふうに考えています。

○委員

そうじゃない限り、これが前提になっちゃうと。

○委員

その可能性がある限り、追加ではなくて本当は入札したかったということですか？

○説明者

はい。

○委員

手続きとして

○議長

素人なものですから、同じ××やってるうちに、調査の結果ってあるんですけど、××なんだから最初のあたりでベアリングも駄目なことぐらいわかんないのっていう感じがちょっとしたんですよ。だから、最初でよかったなという気もしたんです。それで、やっていくうちにベアリングも駄目だなということになったにしても、最初の範ちゅうだから、

普通だと随意で追加にしちゃうのかなみたいな感じをちょっと思ったんで、それで、たぶん、××の質問だったり、あと××のご質問は、今回の断られ方があまりに単純かつ明快な断られ方なんで、え、これじゃ、何度やったって一緒じゃないかっていう話だったんですよね、きっと。

たぶん、可能性と確率だと私も思っております、可能性としてはある。確率は著しく低いという案件なのかと。多分、可能性がある限り入札だったんでしょうけど。やってくる途中でベアリングが駄目だっていうのがわかったんですかね、修復の過程で。何の調査なのかよくわからないですけど。

○説明者

本体を直している業務とはまた別に。

○議長

別なんですか。

○説明者

実際にはたぶん××と県のほうで調べたんだと思うんですけど。

○委員

ガントリークレーンってほかにもありますよね。ほかの港湾に。

○説明者

茨城県内につきましては、この××に2台ございます。それから××に1台ございます。

○委員

××のほうはもう調査済みなんですか。

○説明者

いずれにつきましても、全てその3基につきましてもう完全に復旧工事が進んでまして、稼働しています。

○議長

ご質問なかなか意見でまとめるのも難しいんですが。

○委員

ものがものだけに難しいですね。

○議長

いずれにしても、この件については最終的には随意契約にせざるを得なかったということのようです。

特に意見ということではなかったということでもよろしいですかね。同じ会社がやっけたもんですから、いいとか悪いとかは別として、値段の問題もいろいろあって、どうなんだろうと思ったんで。

なかなか最初には予測しがたかったということですかね。こっちのベアリングのほうはね。

もし、これ以上ご質問とかご意見なければ、今言った、少し疑問に思うところも出たということで、意見ということではないんですが、基準を明確にして進めていると思うんですが、こういう意見が出たことだけ踏まえていただいて。どうもありがとうございました。

(7) 道路災害復旧工事

○議長 それでは、7番目の案件で××のほうからの案件ということで。まず、ご説明いただきたいと思うんですが、よろしいでしょうか。

○説明者

××でございます。よろしくお願いいたします。着座にて失礼させていただきます。

説明の前に、私のほかに入札関係を担当しております××。工事を担当して××です。

それでは、審議事案につきまして説明書に従い、ご説明申し上げます。

お手元の説明書7番の指名競争入札案件、1ページをお開き願います。

最初に入札方式でございます。指名競争入札でございます。

工事名は、××、3本合併の道路災害復旧工事でございます。

ここで訂正をお願いいたします。説明書のほうでは、××のところでございますが、××となっておりますが、正しくは××でございます。よろしくお願いいたします。

工事種別でございます。土木一式工事。

工事場所は一般県道、××線の××でございます。

工事概要でございます。本工事は、東日本大震災により被災した道路の災害復旧工事でございます。2工区になっております。1工区が280メートル、2工区が86メートル、2工区合わせまして車道舗装復旧が199㎡、歩道舗装復旧が823㎡、排水整備工が一式でございます。

ここで11ページをご覧ください。施工箇所をお示しした位置図でございます。T字交差点から××側になります路線が××線、これが1工区でございます。T字交差反対側の東側になります××線が2工区となっております。

12ページをお開き願います。これは2工区の図面でございます。

2工区は津波で歩道部がえぐられたものでございます。左上の平面図、赤でお示した区間におきまして、右の標準横断図のように流出及び崩落した歩道を元の状態に復旧したものでございます。

13ページをお開き願います。

1工区の図面でございます。1工区は、地震で歩道や側溝が隆起及び沈下したものでございます。平面図、赤でお示した区間において、歩道部の復旧をおこないました。

14ページ、15ページにつきましては、1工区、2工区の着手前、完成後の写真でございます。

3ページをお願いいたします。工事の概要書でございます。

中段の基本枠のところでございますが1,984万5,000円でございます。

4ページをお願いいたします。工事の内容でございます。

内容につきましては、隆起した土砂の撤去や流失した路体の盛土のための道路土工、車道や歩道の仕上げのための舗装工、合わせて復旧いたしました排水溝構造物工などがございます。

なお、本工事は設計変更しておりますが、変更の概要につきましては、後ほど説明いたします。

1ページにお戻り願います。

指名業者数は8者でございます。

指名業者選定の経緯及び理由でございますが、本工事の該当する格付け等級は土木一式工事のBでございます。この条件に加えまして、現場近くに本店または営業所があるなど、地域の施工特性に精通している8者を選定いたしました。

7ページに指名業者選定理由書が添付されておりますので、後ほどご覧いただければと思います。

契約金額。税抜きでございますが、1,890万円。

入札の経緯及び結果につきましては、入札参加者が8者で落札者が××でございます。予定価格が1,860万円、最低制限価格が1,596万円、入札金額が1,800万円でございます。

落札率でございますが、95.2%となっておりますが、正しくは96.8%でございますので、訂正させていただきます。

入札結果につきましては2ページをご参照願います。

最後に設計変更について説明申し上げます。

9ページをお願いいたします。

変更の理由の欄でございます。工事を発注いたしました当初は、側溝の布設について在品利用としていましたが、現場再測の結果、現場打ち側溝であることが判明いたしましたので、側溝の材料につきましては新材を利用することに変更いたしまして、合わせましてコンクリート取り壊しと処分について変更増したものでございます。

10ページは、工事成績評定結果となっております。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長

ありがとうございました。それでは、ご質問とかご意見とかございましたら。

これ指名入札なものですから、8者選ばれてるんですけど、Bクラスなんでもうちちょっと対象の会社あるような気がするんですが、ここに絞られた選考基準というんですか、ここに書いてあるんですが。

○説明者

××地区のBクラスで11者の中から現場に近いとか、あるいは信用度とか、そういう面で8者を選んだということでございます。

○議長

近くというのは、こういった工事だからあまり近くなくてもいいような気がするんですけど。

○説明者

こういった工事とおっしゃいますが、これは東日本大震災の津波、地震等で被害を受けた箇所の復旧でございます。25箇所ほど全体でやってまして、現場にやっぱり精通したほうが復旧が速く対応できるということの考えでございます。

○議長

緊急性もあるということですか。なるべく現場に近いところ。

○説明者

はい。

○議長

そうすると、大体おおむねこの8者ぐらいに絞り込まれて。それだけは全部一応対象で、検討はしてみたということですか。

○説明者

はい。

○委員

変更契約の中で、側溝が現場打ち側溝であることが判明したって書いてあるんですけど、これって現場へ行けばすぐわかるものではないんですか。

○説明者

先ほど申したように、津波、地震等でやはり災害箇所自体も25カ所にはまとめましたけども、かなり多くの箇所があって、その調査に結局3月に震災を受けて5月の災害査定を受けるというんで、その間に査定を受けるための設計をつくらないとならないということだからかなり大急ぎで調査をやった結果、きれいになっていけば、おっしゃられたように一目瞭然なんだと思うんですが、ただ観念的にもうこれは既設の側溝だというふうに先入観をもって、それで進めたものを、そのまま発注してしまったということです。

○委員

なかなか細かい現場溝の調査まではいきわたらなかったということですか。

○説明者

そうですね。復旧の形状も歩道を復旧するといった単純なものですから、ある程度大まかに調査したものを、それで実施をしてしまっているというのが正直なところでございます。

○議長

別のほうの案件でもお聞きしたんですが、変更契約のときの単価の決め方なんですが、どんな基準でお決めになる。

○説明者

設計変更の内容に応じてもう一度積算を、それは当初設計と同じように積算をいたしまして、先ほど、二つ前の案件ですか、ありましたように、それで出た設計金額に対して、当初の設計に対する請負額がありますので、その比率を掛けて、それで出た金額から当初の契約額を引いたものを変更増の予定価格としているということでございます。

○議長

わかりました。

特にほかには意見とかございませんか。これ以上ご質問とかご意見なければ、この案件はこれで終わりということで。どうもありがとうございました。

(8) ××地区 第3-2工区舗装工事

○説明者

××です。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

説明の前に、隣りが工事を担当している××といたします。

まず、お手元の資料ナンバー8の案件について説明させていただきます。

まず1ページをお開きいただきたいと思います。審議事案説明書でございます。

入札方式は、一般競争入札。

工事名は、××地区第3-2工区舗装工事です。

工事場所は、××地先です。

この位置図については19ページをお開き願います。19ページは工事の位置図で××に沿って茶色に着色してあるのが××線で、××は地図上には整備中に表示されておられませんけれども、右の中央下の××というところがあるんですけども、××から赤い丸で記されているところに向けて整備しておりまして、本工事は赤丸部分での国道との取付工事となります。

1ページに戻っていただいて、工事の概要ですけれども、先ほど言いました××と××線との取付部の工事で延長は340メートルとなります。合わせて先ほどあった20と21ページ、21は完成写真なんですけれども、これと合わせてご覧になっていただきたいんですけども、内容は舗装工が3,639㎡、排水工、これが235メートル、法面保護工、モルタル付けなどですけれども、945㎡、それから案内標識一式でございます。

入札参加資格でございますけれども、予定価格は下にありますが、3,000万円以上であることから、各づけがAまたはS等級であること、かつ土木一式業種の総合点数が900点以上であることとしております。それから、過去10年以内に茨城県が発注した土木一式工事を元請けとして施工した実績があること。

次に、請負に付する額が2,500万円以上であることから、①から③までの基準を満たす主任技術者、または監理技術者を専任で配置できることということ。それからポチの一番下ですけれども、地域要件として××に建設業法に基づく主たる営業所があることを入札参加資格の要件としております。

経緯及び理由ですけれども、先ほど述べましたように地域要件については応札可能業者数をおおむね20者以上確保するという原則に従って、当事務所管内に本店があることとしております。

入札参加資格を満たす応札可能業者数については27者ありました。入札参加資格確認申請者数については、2ページをご覧ください。下段の表ですけれども、ここに12者申請者がおりまして、資格審査をした結果、全て資格があるということでございます。

それから、入札の経緯及び結果のほうなんですけれども、それは同じく2ページの上の表の落札結果をご覧になっていただきたいんですけども、12者のうち3者、下のほうの3者が辞退しておりまして、一番下の××というところが当日開札された分割発注工事が3件ございまして、その工事の1件を既に落札しておりまして、とりおりということによって無効となっております、実際に入札参加、応札した業者は8者となっております。

そのうち2番目である××が最低制限価格を下回り、摘要の欄を見ていただくと失格となっております、次の落札候補者が××と××ということで、同額でございまして、これはくじによって最終的に××が落札しております。

落札価格は、税抜きで4,940万円、落札率は83.6%でございます。

3ページは、工事起工概要書でございます。

4ページから8ページまでが積算内訳書となります。

9ページから12ページまでが入札公告書となります。

13ページが公表した契約内容でございます。

14ページが、本工事については変更契約をしてございまして、変更契約したのは11月11日、中段より下のほうですけれども、契約金額については325万5,000円の増となっております。

変更の理由ですけれども、15ページに変更概要書、16ページ、17ページに条件変更事項調査確認報告書が付けてありますけれども、この工事の変更の主なものとして、法面保護工、モルタル吹き付けなんですけれども、この面積の増、それと現地精査による幾つかの工種の施工量の増でございます。合わせて工期を15日間延長しております。

18ページが、工事成績評定結果表でございます。評点は81.7点でございます。

19ページについては、先ほどの工事の位置図です。

20ページは、取付部の交差点工事の計画平面図で右斜め上から左へ伸びている路線が××線、下から上に伸びている路線が××でございます。

21ページは完成写真です。下の写真の法面、本線の両サイドの法面部がモルタル吹き付けなどの法面保護工となります。

以上で私のほうの説明は終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございました。それでは何かご意見、ご質問等ございましたら。

○委員

16ページで条件変更の確認内容の文面のところなんですけど、モルタル吹き付け800㎡を計画していたが、現地に合わせて施工すると1,135㎡になるということなんですけど、普通に最初見ていれば何㎡になるのかというのは当然わかるんだと思うんですね。事故か何か、途中で災害とかが起って変更になったとかそれだったらわかるんですけど、どうしてふえちゃったんでしょうか。

○説明者

一般的には工事をやる場合には、ある程度道路改良工事って大体形を作って、これ最後の舗装工事なんでそういう段階で設計して工事する機会が多いんですけども、この工事についてはまだ全然切っていない状態、形にしてない状態から舗装まで一気にやった。

というのは、この年度に開通させようということがありまして、それで全然まるっきり山の状態で施工したということで、なかなか現場のある程度形ができてる状態だと法面の面積とかは正確に出てくるんですけども、本当の山の状態から工事に入ったということで、これだけ大きくなったということがあると思います。

○議長

ほかには。ちなみに同額のときにくじなんですかね。

○説明者

ええ。そうですね。

○議長

ほかに何か詳細に検討してどっちかにという方法というのは何か。これ決まっているんですか、同額のときはくじで。

○説明者

それはもう電子入札というか、同額の場合はくじで決めるというふうに決まっております。

○議長

これ以外にやりようがない。

○説明者

そうですね。入札書を入れる段階で3桁の数字を同時に入れて、同額となった場合くじ、その3桁の数字を使って決めるというようなことで入札の説明書の中に入れて、そういう形でやっております。

例えば、この場合2者なんですけど、それぞれの数字を入れておいて、それを足し合わせて入った業者を入札した順番によって2者の場合は最初に入札書を入れたところが0、2番目に入れたところが2というふうになって、足して2で割って、そうすると0か1あまりかということでそれによって落札者が決定するという話しです。

○委員

それは機械が。コンピューターが。

○議長

公正に。

○委員

当事者は一切来ないからですね。

○議長

これが一番公平な方法なんでしょうね。前のほうでも何件かあったんですけど、これも失格者が一応出ているんですけど、さっき××委員のほうからも意見あったんですけど、予定価格みたいなのが出るんですけどっていう話で。なかなか。

○委員

最低制限価格より明らかに下回っているんですね。

○説明者

そうですね。

○委員

最初に××委員が質問された内容に戻ってしまって申し訳ないんですけど、これ実測したならば平米数がふえたという話で300㎡増えてるんですよ、これ。結構な数字だと思うんですよ、300㎡って。

一応、現場調査して図面に起こして、それから計算しますよね。設計変更も同時に行われたということですか。この形状だと何か、この角度だとまずかったとか。

○説明者

それとあと土質の関係もあると思うんですよ。モルタル吹き付けですから崩れやすい。形は多分、山の状態でも図面を書けば面積というか、形状と大体面積も法としては何㎡ぐらいは出るということはあると思うんですけど、地山のうち崩れやすい土質かどうかまでは厳密にはわからないので、やっぱり崩れやすければそれだけ削って、実際に出てきた、法面が出てきたところが崩れやすければ、これはモルタル吹き付けしなければならないというふうになって、面積的にふえちゃう。

○委員

こういった工事というのは、比較的そういう誤差が出やすいという工事になりますか。

○説明者

普通は2段階で工事をやる場合が多いんですよ。改良工事というか、この前の段階、もう本当に形を盛土だったり、切土だったりありますけども、それをしてから普通は次の段階で路盤工をやって舗装をやるとなってるんです。これに関して言えば、その年度に開通するという目的があったんで一度に国道まで取りつけちゃおうということで、工事をしたということがあって、数字的に大きな変更が出てしまったということになります。

○委員

応札可能業者数が27者に対して、入札参加者8者ということで、入札参加者が少ないのかなという感じがするんですけども、それについて考え得る原因といますか、何かあったら。

○説明者

27者に対して実際に応札したのは8者ということで、本県の工事に関して言えば、比較的それでも多いほうなんですね。例えば、今はこれ23年度の工事ですけど、実際に応札してくるのは4者か5者ぐらいというのが多くて、このときは12者手を挙げて辞退とかとりおりの業者もありますけれども、私どもの考えでは8者というのは比較的多いほうじゃないかなというふうには考えています。

○委員

そういう通常というか、4者ぐらいというのは。

○説明者

というのは、発注の時期なんかも関係すると思うんですよ。上半期発注といたしまして8月とか9月ごろになるとたくさん、公共工事の場合発注するんですけども、これは6月に発注してるということで、比較的まだ工事を受注してない業者もいっぱいいたでしょうし、そういう関係で本当に上半期の8月9月だったらば、逆に8者とかじゃなくてやっぱり4~5者というのが現状としてはそんな感じなんですけれども、比較的これでも多かったのかなと考えてはいるんですけど。

○委員

あまり人気がないというか。

○説明者

人気がないというわけではないんですけど、やっぱり管内業者、応札可能業者は27者とありましたけど、例えば××だけじゃなくて、ほかに公共工事たくさんありますんで、やはりいろんなところに手を挙げるとするか、受注したいということがあると思うんで、こういう結果になったとは思っては。

○委員

実際の8者の中で金額に差がありますよね。下の2者だけ800万ぐらい高くなっておりますね。これは何か原因といますか。

○説明者

大手の、下のほうを見ると、Sランクというか××なんていうのは、××はあれですけど大きい業者で、順当に積算、今は大体業者のほうで積算はある程度できるので、普通に適正価格というか、われわれが積算する形に近いのが下のほうの業者で、実際にどうしてもこの工事が受注したいという気持ちになれば下げてくる。そこら辺の差かな。どうしても受注したいという話と、はじいた結果そのままストレートに出してくる業者と、何とか

受注したい。そのへんの。

○委員

何とかといったときに、少しその会社さんに無理がかかっているようなことではないですか。大丈夫ですか。

○説明者

最低制限価格というのをもうけてますんで。

○委員

その金額の設定で大丈夫だろうという。

○説明者

その範囲ならばということだと思っんです。

○委員

それは工事としての品質と、プラスしてその会社の経営といいますか、大丈夫だということですね。2者は少し利益率というのはゆとり、大きな会社だったということなんですね。

○委員

先ほどとりおりって、要するに下りるといっるか、ほかの。それといっのは同じ××の仕事を受けた者は駄目だよといっ、そういうことですか。それとも、ほかの管轄は大丈夫なんですか。

○説明者

ほかのところはちょっとわからないですけども、うちの事務所で、しかも同じ地区といっか同じ路線の中で3件発注したので、そういう関係で3件にもしまだ業者が2者同じだったら分けていっ理由がなくなっちゃうので、できるだけ早く工事を完了したいといっことで分けてるので、3件のうち一つ取った業者は開札しないといっか。

○委員

同時期に出た工事。

○説明者

といっか、その当日開札する。

○委員

それが3件だったといっことですか。その中に入っていたといっことなんですね。

○説明者

そうです。

○委員

それ以外だったら関係ないわけですね。

○説明者

そうですね。それ以外の工事だったら。

○委員

関係ないといっことですね。わかりました。すみません。

○議長

分割発注した工事ですね。一本でもいいんだけど分割にして、理由が先ほどもあったんですけど、工期促進だから同じ業者には渡さない。

○説明者

ええ。そういうことになります。

○議長

特にご質問とかご意見ほかになれば、この案件はこれで終了ということにしたいと思
います。どうもありがとうございました。

○説明者

ありがとうございました。

(9) 第3用水機上ゲート設備工事

○議長

それでは、××。こちらの第3用水機上ゲートの設備工事についての発注のご説明のほ
うをよろしくお願いいたします。

○説明者

××でございます。

それでは、私から審議事案の工事について説明させていただきます。

お手元の資料の1ページの審議事案説明書に基づき、説明させていただきます。

まず、入札方式ですが、指名競争入札となっております。

次に、工事名ですが、××第3用水機上ゲート設備工事でございます。

工事種別は鋼構造物工事でございます。

工事場所は、××でございます。

13ページをお開きいただきたいと思ひます。

××地区は、一級河川××の西側に広がる水田地帯でございまして、地区内には××線
が南北に走っております。現在、約218ヘクタールの水田の整備を進めているところでござ
います。青色になっているエリアがございまして、第3機上関係の水田、24.5ヘクタール
でございます。

1ページの審議事案説明書に戻っていただきたいと思ひます。

工事概要ですが、本工事はゲート設備の製作据え付け工事でございます。まずは16ペー
ジの工事写真をご覧いただきたいと思ひます。

当地区では、××支流からの河川水と各水田からの排水を集めまして用水として利用し
てございます。上の写真がその用排兼用水路でございまして、水は上のほうから手前の方向
に向かって流れてまいります。今回の工事は下の写真にありますように、その用排兼用水
路に可動式のゲートをもうけまして、用水機にはゲートを下ろして水位を上げまして、写
真左側に調整池がございまして、こちらに水位差を利用して農業用水を引きこむものでご
ざいます。

ゲートのタイプとしましては、ステンレス製のスライドゲートを採用しております。ゲ
ート施設は主に水路の扉部分と扉の溝の部分の戸当り、さらに青く塗装されている開閉器
とクリーム色の小型の操作盤に分かれております。

3ページの工事概要書も合わせてご覧いただきたいと思ひます。扉体のサイズとしまし
ては、幅1.7メートル、高さ55センチメートルで、水漏れを防ぐ水密方式としましては、両

脇と下側の前面三方分、水密を採用しております。

次に戸当り、扉の溝の部分ですが、幅1.7メートル、高さ2メートルとなっております。開閉装置でございますが、ラック式連動開閉器を採用しております。連動器の巻き上げ能力は30キロニュートン、約3トンを巻き上げる能力がございます。出力は0.25キロワットとなっております。

ゲートを含めた用水機場の全体図は15ページをご覧いただきたいと思っております。左側に斜めに支線排水路1号、用排兼用水路がありますが、その左端の中央部分にゲートがございます。ここで水位を上げまして、隣の三角形に近い形をしました調整池に農業用水を引き込みまして、ちょうど図面の中央付近に第3用水機場がございます。口径250ミリメートルのポンプ1台によりまして、約24.5ヘクタールの水田にパイプライン方式により水田灌漑を行っております。

1ページの審議事案説明書に戻っていただきたいと思っております。

指名業者数ですが、平成24年4月1日から指名競争入札における指名業者数が拡大されておりました、12者を指名しております。その際、一般の工事であれば××、管内8者と管外から4者を選定することになっておりますが、今回の水門設備につきましては管内業者がないため、全て県外を中心とした管外からとなっております。

指名業者の選定の経緯及び理由ですが、入札参加資格者名簿に登載された鋼構造物工事の業者のうち、過去10年間において水門設備や除塵機設備工事の県内における施工実績がある業者または施設のメンテナンスとの観点から近隣都県に本店のある業者から12社を選定しております。

具体的な選定方法につきましては、××におきまして、水門設備の施工実績または類似工事である除塵機設備の施工実績のある業者11者を全て指名し、残り1者については県内での工事实績はございませんが、近隣都県に本店のある業者から指名しております。

契約金額は733万9,500円となっております。

入札の経緯及び経過としましては、入札参加者は9者が辞退したため3者となっております。

落札者は、××に本社があります××となっております。なお、契約者としては××にある茨城営業所と契約を行っております。

予定価格は、税抜きで830万円、最低制限価格は695万円、入札金額は699万円であり、落札率は84.2%となっております。

以上ですが、添付資料としまして2ページに入札の書取書がありまして、3者が応札いたしまして、××が落札しております。

3ページには、工事起工概要書、4ページから8ページが積算の内訳となっております。

9ページから10ページは、指名業者選定理由書となっております。

11ページは契約内容の公表でございます。

12ページが工事成績評定結果表でございますが、評点は74.6点となっております、平均的な成績となっております。

13ページから16ページには、先ほど説明しました位置図、平面図、完成写真等を添付しております。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長

ありがとうございます。それではご意見とかご質問とかございましたら。

○委員

9ページで業者選定理由書のところの指名の理由のところの真ん中、地理的条件。現場近くに営業所などを設置してとかいうのがあるんですけど、ここで丸が全部ついてますけど、ここを今回、業者さんというのは××地区あたりに営業所とか何か置いてるんですか。

○説明者

この場合は××近くにはございませんで、関東近県に事務所があるというような位置付けで、今回は選定させていただいております。

○委員

そうすると、2ページで辞退している会社がすごく多いのは、何か営業所と現場との距離的な関係とかが影響してるんでしょうか。これは全くの推測ですけど。

○説明者

多くの会社におきましては、茨城近県に本社または営業所がございますが、今回につきましては、こういった水門設備工事につきましては、施設の規模が小さくて金額的にも大きくはないということで、利益率が低かったんじゃないかなと思ってございます。

○委員

こういう同種の工事の発注の頻度というのはどのぐらい、年間に何件ぐらいとか。年に1件あるかないかとか。

○説明者

24年度につきましては2件でございました。

○委員

やっぱり同じような感じで入札参加者が少ない傾向が。

○説明者

やはり同等の応札状況でございました。

○委員

指名にしても、一般にしても、方式を変えても同じですか。

○説明者

工事に参加できる業者の方は、変わりはほとんどない状況でございますので、大きくは変わらないんじゃないかと。

○議長

特殊なあれなんですか。これだけ広げても9者ぐらいしか指名できないし、指名してもこれだけ。指名入札でここまで辞退されちゃうわけだから。

○説明者

茨城県の中で実績、または他県で××工事における実績のある会社、水門設備で。やはり十数者なんですね。そういうことなものですから、大体実績のあるところを皆、指名しているような形。

○委員

結果的には、落札率はかなり低く抑えられてるんですけども、競争相手が少ないわけで

すが、やっぱり低めに出るんですか、この工事は。

○説明者

2 ページに書取書がございますが、3 者のうち今回落札しました××が699万円ということで他の2 者よりも大きく下げて応札してございますので、どうしても××のほうで取りたかったというようなことじゃないかなと。

○議長

経験的には同一の事業だと、もうちょっと高めに出る感じですか。落札率は。

○説明者

ポンプとかこういうゲートについては、低めに出る傾向がございます。このような八十何パーセントというのは、結構あります。ゲートなんかでは大体同じような数字、90%を切るような感じのは結構あります。

○議長

不思議な現象ですよね。利益率が薄いから参加者が少ないわりには。

ちなみに24年にほかにあった2 件というのは、また違う業者さんが、落としたのですか。データがなければいいんですが。

○説明者

この年はもう1 工事、同じ工事がございました。こちらのときは、やはり同じ3 者が応札してございます。

○議長

この3 者で。そうですか。

○説明者

落札者も同じ。

○議長

大体、指名しているのも、いつも大体同じ12業者ですか。

○説明者

24年から指名者数が8 者から12者に拡大されましたけども、実績等を見て、こういった会社になっているというようなこと。

○委員

地域性というのはあるんですか。広げてはいるけど、やっぱりこの県ではこの業者は強いとか。

○説明者

あくまでも憶測ですけども、××は茨城営業所、この中で唯一茨城に営業所があるというのもありますんで、多分、そこら辺は茨城県に力を入れてるんじゃないかなと思ってます。

××とか××も茨城の実績、結構多くありますので、そこら辺は一生懸命頑張ってる会社なのか、頑張って取りにきてるのかなとは思ってます。

ほかの業者においても規模が大きくなれば。そういうのがやっぱりあるんですけども、利益率が先ほどありましたように低いもんですから、その中での競争になるのかなというふうに思っております。

○委員

やっぱり、やってもたくさん期待されて、実際出してくるのは3者ぐらいに。

○説明者

一般競争にして、例えば1,000万以上にしても、多分ほとんど変わらないだろうとは思っています。ただ、3,000万とか4,000万になってくると取り合いになりますので、一つの原因としては、技術者を配置しなくちゃいけないということになると、小さい工事でつけなくちゃいけないよと。

例えば1億円近くでも1人つけますよとなると、やはりメリットがあまりないということで、大きい業者さんや遠い業者さんは、多分、大きいものだけしか応札をしてこないだろうと思っています。これはあくまでも憶測ですが。

○議長

もしほかにご意見とかご質問なければ。この案件もこれで終了ということにしたいと思いますが、よろしいですか。これで。ありがとうございます。

○説明者

ありがとうございました。

○議長

ここでちょっと休憩入れまして、45分から始めます。

(10) 道路除草工事

○議長

休憩を終わりました10番目の案件ということですね。××の案件で、説明のほうを。

○説明者

××でございます。よろしく申し上げます。座って説明させていただきます。

審議案件の状況及び要件につきましてご説明申し上げたいと思います。

まずお手元のナンバー10の審議事項説明書の1ページをご覧ください。

工事名称は、××、道路除草工事でございます。

工事種別は土木一式工事で、工事場所は××、××でございます。

工事概要についてご説明申し上げます。9ページの位置図をご覧くださいと思えます。

当該工事は、××左岸の堤防上にもうけられた自転車道の除草工事で、工事区間は地図の左上、××の××から地図の左下になりますけども、××の××までの約28キロメートルでございます。

1ページに戻っていきまして、除草工事延長がL=2万8,110メートル、機械除草A=24万400平方メートル、刈草処分としてV=26トンでございます。

工期は平成23年6月から平成23年11月までのおよそ170日間の予定で発注したものでございます。

なお、本工事は設計変更しておりますが、変更概要につきましては後ほどご説明したいと思います。

続きまして、当該工事の入札参加資格についてご説明いたします。

当該工事は予定金額が3,000万未満の工事であるため、指名競争入札の方式によって入札

を執行しております。

5 ページをご覧ください。入札参加資格は、土木一式工事の格付けのBまたはC等級に該当する工事として管内の業者の中から信用度及び地理的条件を考慮し、工事現場に近い業者から8者選定しまして、平成23年6月15日に入札を行いました。

次に入札結果につきましては、1 ページ及び2ページの入札書取書を合わせてご覧ください。

入札は、辞退者が2者おりましたので6者で執行しております。

予定価格は税抜きで700万円。最低制限価格、税抜きで561万円に対しまして、落札したのは××で、落札金額は税抜きで667万円。落札率が95.3%でございます。

次に、設計変更についてご説明申し上げます。7 ページの変更契約内容について内容をご覧ください。変更の理由でございますけれども、工事発注の時点では、刈草を中間処理施設での処分としておりましたが、刈草を牧草として利用したいとの申し込みがあり、有効活用ができると判断したため、税込で99万7,500円を減額したものでございます。

8 ページをご覧ください。

平成23年11月30日に工事が完了しております。評点は73.7点でございます。

最後に10ページの写真をご覧いただきたいと思っております。

上2段につきましては、7月に除草しました第1回目の着工前、着工後でございます。下段2段につきましては10月ごろに除草した2回目の着工前、完成の写真でございます。

簡単でございますが、概要の説明を終わらせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長

ありがとうございました。それでは、何かご質問等ございましたら。

この除草工事とか刈草処分というんですか、もちろん場所が広いからこの案件だけじゃなくて何件も発注されるんでしょう。

○説明者

実際はこれ以外にも管内の現道7本、工事いたしております。

○議長

大体、指名でやられてるんですか。

○説明者

今回、これは8本出てるんですけども、1件につき8者ということで、うちの管内に76者ほど業者がございまして、一応全て指名に入るという形で64者指名した中の1件でございます。とりおりとかそういうんじゃないです。

○議長

工区というか、それごとに違う業者を指名してやってるわけなんですか。

○説明者

そういうことになります。たまたまこの8者だったということで、今回。場所につきましては。

○議長

大体基準に該当する業者は大体ほとんど指名されてる。

○説明者

大体。そういうやり方をしております。

○委員

毎年同じように。

○説明者

そうですね。基本的にはそういうことになります。どうしても毎年出している工事なものですから、どうしてもルーチン化するというのは多少あると思います。

○議長

それで応札してくるお金がほぼ並んでいるという。

○委員

値段も大体わかってくるんですね。

○説明者

今回は95.5%という結果でしたけども、ほかの話をしますと、同じく7本出してまして一番低いのは72.9%。そういうのもありますし、あとは82.9%。高いのでは96.9%と、場所によってはばらつきというのはたまたまですけども、生じているのは現実です。

○議長

ここは2者辞退されてるんですけど、ほかは大体100%応札されてるんですか。

○説明者

そこまではちょっと確認してないです。どうしても除草工事自体は多いです。今回の工事というのは170日、2回刈るということで工期が長いんですね。そうすると、どうしても技術者が拘束されてしまうと。特にB、Cにつきましては技術者の数が少ないというのもありまして、できれば1カ月、2カ月の工期のやつを取ってやっていったほうが経営的にいいのかなという判断もありますし、技術者がいないというの、そのときもあるので、それはケース・バイ・ケースかと考えてます。

○議長

大現場に近い所の業者を抽出して。

○説明者

そうです。

○委員

やっぱり2回ぐらいやるんですか。草が伸びてきちゃうからかしら。

○説明者

じゃなくて、ここは先ほど申したように××の堤防なんです。うちは占用してるので、利根川も直轄工事が刈ってるんです。多分、年2回か3回ほど。本来は県予算が少ないんでほかは1回なんです。ここだけ合わせて2回刈っております。本当は3回ぐらい刈らなきゃいけないんですけども、夏と冬に刈ればしばらくもつだろうというのでたまたま2回になってます。

○委員

ちょっと聞きもらしちゃったのかもしれないんだけど7ページの変更のところ、これかなり大きい減で、刈り取った草の受け入れ希望がありということですけども、具体的にはどんなことなんですか。ほかの所でもこういうことはあり得るのか、ちょっと確認したかったんだけど。

○説明者

普通、道路の草ですと、現道ですとごみとか排ガスとかがあってなかなか使えないんですけども、ここは河川なんですね。河川の××堤防の草ということで、汚れも少ないということで草の品質も種類も安定してるということで希望があったと。

受け入れたのは××にあります民間で経営しています動物園の方が受けてくれたということで。ちなみに処分しますと、トン当たり2万円ぐらいかかります。それがゼロになったということで。それで処分費だけ出た分、直接工事費で52万ほどあります。

○委員

今回はかなり特殊な例と考える。

○説明者

そうです。原発事故、放射能関係があるのでちょっとなかなか難しいこともあるのかと、今思ってます。

○議長

運搬費が減額だから、向こうがトレインしてくれるってことなんですか。

○説明者

実際は、厳密に言いますと、もともと2トントラックで処分場までは25キロあったんですけども、市内だということで飛散防止のためにパッカー車を使ってまして、たまたま値段が同じだったということで、運賃につきましてはプラマイゼロで、処分費が26トン掛ける2万で直接工事費で52万。税入れると99万ちょっとという、その分が安くなったということでございます。

○議長

ちなみにこの最低制限価格ってあるじゃないですか。これって、なお経費で削れば削れるという感じで、こういう数字で出してるんですか。応札する人が何とか我慢して利益率をぎりぎりまで下げていくと最低経費がこのぐらいだというのがこの数字なんですか。

○説明者

そういうことだと思いますけどもね、多分。必要な保険とかそんなのも入れてこれぐらいなら何とかということで基準を決めたんじゃないかと理解してますけども。

○議長

これって決まってるんですか。大体何割とか。

○説明者

率が決まっています。県のほうで直接工事費の何割、諸経費の何割と決まっております。それで出ているので。必要最低限の経費はみるよと。以前は直接工事費以下で落札したのもあったんですね。ほとんど保険が払えないとかそういう。それはおかしいということで最低のやつはみるということで、最低価格と理解しています。

○議長

それでも80%ぐらいだから。

○説明者

多分15、17~18カットぐらいだと思いますけど。今、上がりまして15ぐらいですか。2%ぐらい上がりまして。この当時は17~18ぐらいかなと思います。

○議長

例えば、一般競争入札にするともうちょっと下がるとかそういうこともないですか。なくはないんですか。

○説明者

何ともそれは。逆に応札者が減ったり、不調になる可能性があります。結局、これを取るよりも工事に行ったほうが良いというものもあるんで、なかなか一般競争になると応札が2者とか3者とか、なかなか厳しいのが現実です。

○議長

指名入札の制度を取って、あと地域性でやると。

○説明者

この時点ではそういう状況でした。

○議長

ほかに何かございますか。なければ、この案件もこれで終了ということ。

○説明者

どうもありがとうございました。

(11) - 1 中央ホール壁・天井及び照明改修工事

○説明者

××と申します。よろしくお願いたします。

○議長

実は、これ委員の先生の、××委員の指定案件でございまして、××委員のほうからご説明いただく前に、ご説明のあれもありましようから、××委員のほうからよろしかったら論点的なところについて。

○委員

前回のこの会議におきまして、先ほども少し話が出ましたけども、工事の発注が少ない部局の事案がたまたま審議をされまして、発注事務に不慣れな状況が見られたということがございました。

そのときに工事の発注が比較的少ない部局の事案というのを特に見てみて審議すべきではないかというような問題提起もあって、ご了解いただいたかと思います。

実際に事案の指定について、当時の発注が比較的少ない部局としては、総務部、企画部、生活環境部、病院局、教育庁、こういったところがありまして、それぞれの工事の一覧表をざっと見せていただきました。

それで、今回挙げさせていただきまして××について、ちょっと特徴的なところがありましたので取り上げさせていただきました。

その特徴というのは5件なんですけども、5件について同一の業者が落札をしている。それから二つ目に一般競争入札、または指名競争入札を行ったんだけど、落札者がいなかったため随意契約に移行し、かつ同じ業者さんが比較的多く取ってる。

三つ目に、その際に落札率がほぼ100%になっているというようなことで、ちょっとこれはどういう事情かということ把握する必要があるんじゃないかと思った次第でございます。それが指定の考え方です。

それで、ご説明も伺って、この場で協議、審議したいのは3点ありまして、一つ目はなぜ特定の業者が受注をしているのか。そもそも契約の方法で一般競争入札にするのか、指名競争にするのかの選択をどう考えてやっているのか。入札参加資格の設定。どういう考え方でそういうふうの設定をしているのか。三つ目に、業者の実際の選定に当たってどういう原則を用いているのかというあたりで、ちょっと言葉は悪いですが、行き当たりばったりで整合性、一貫性に欠いているように思われるところがありまして、住民からの疑念も抱かれないようにするためにも、少なくとも部局の中で取り扱いというルールをはっきりしておく必要があるんじゃないか。あるのであればいいんですけども、ということです。それが一つ目です。

二つ目に実際、落札率が100%近くになっているというのがどういう理由からかということで、説明いただくケースについて正当かどうかということを見ておく必要があるだろうということです。それから三つ目に、参加の業者がだいぶ少ない傾向が見られるんですけども、そもそも予定価格の設定、積算というのが適切なのかどうかということがちょっと問題かもしれないといったところです。

1回目で落ちなくて再発注をしたときに、予定価格を見直して、1回目の価格が2回目では半分ぐらいに落ちちゃてるというような事案もありまして、ちょっとぱっとは理解しづらいところもあったということでございます。

以上です。

○議長

ありがとうございました。今の大体おわかりになりましたでしょうか。

○説明者

はい。

○議長

そういった点も念頭に置きながらご説明をいただければと思います。よろしくお願ひします。

○説明者

では、説明させていただきます。

まず、審議案件の事案等のご説明させていただきます前に、今の疑問にもお答えすることになるかと思いますが、××に関する考え方を、まず説明させていただきます。1枚紙を作っておりますので、そちらをご覧ください。

××は基本的に××により運営する公営企業でございますが、長く赤字が続いたことから××の質を上げること、経営の黒字化することなどを目的といたしまして、実は改革を平成18年度から実施しております。

今回、入札に当たりまして、こういった考え方をご理解いただいた上でご審議を進めていただければと考えてございます。

まず1の入札方式。今もちょっとお話ございましたが、××では、現在、原則として1件につき予定価格が250万円以上の工事については、一般競争入札で実施することとしております。

しかしながら、緊急的に実施しなければならなかった東日本大震災に伴う復旧工事や、突発的な事情により実施しなければならない工事のなどは、例外的に指名競争入札を実施

しました。

以前は、土木部のルールを適用し、金額によって一般競争入札と指名競争入札とに分けて実施していましたが、平成21年度決算では運営に充てる内部留保金が枯渇したことから支払を極力減らす、すなわちできる限り安い価格で工事を実施するため、広く参加業者を募り、一般競争入札で実施することを原則としてございます。

2番が、××における経営改善についての取り組みです。

冒頭でも申しましたが、××事業は多額の赤字を計上しましたことから、県議会から抜本的な経営改善の必要性を強く要請されてきました。このため、先ほども言いましたように平成18年度に地方公営企業法を全部適用し、運営の権限を知事から××に移行して責任体制を明確にした上で、抜本的な××改革を進めております。

全国的にも経営状況が悪化する××が多いことから、××、茨城県におきましても、このガイドラインによりまず経営効率化、再編ネットワーク化、及び経営形態の見直しの三つの点に沿って、県議会から承認をいただき、××改革プランを策定してございます。

このプランでは、経営改善のための取り組みとして、徹底した費用の削減、抑制対策を行うこととしております。

このため、××では赤字を解消し、××の改善を図るため、聖域なく経費を見直すこととし、知事部局とは別に職員の給与カットなども行うなど、職員にも大きな負担をいただいた結果、収支は平成22年度から黒字化しております。

従いまして工事の執行においても、原則一般競争を実施するなど、あらゆる方策を講じて質の担保を図りつつ、できる限り安い価格で工事が実施できるよう努力しているところです。

次に入札業者が少ないということになるかと思うんですが、××の特殊性があると考えてございます。

私たちの××での基本は××でございます。県民の皆様の安全・安心を守るため、××が平成19年就任以来、原則××ことを掲げまして××に当たっています。

このように××においては××が優先されることから、工事施工に当たっては、例えば騒音や振動がひどく××からの苦情が多い場合はその日の工事を止めてもらい、××がない時間帯に工事を行ってもらい、または工法見直しを検討していただく。あるいは××があった場合などは、一時的工事を中断していただく。

診察を中断できない場合などは、工事場所を細かく分けて少しずつ工事を行ってもらいなど、工事の制限をさせていただくことがあります。

このようなことから、事業者のほうでは、多分、××の工事を敬遠するのではないかなと思われ、その結果、一般競争入札を実施しても、入札参加者が集まらないのではないかなというふうに考えているところもございます。

ご説明したとおり、××の特殊性を踏まえながら工事を進めなければならないため、工事の進捗管理につきましては担当課長が非常に神経を使っているところでございます。

次に個別の審議案件についてご説明いたします。

最初の3件につきましては、東日本震災の復旧工事に係るものでございます。

××が立地します××は震度6強でございました。××の建物も損壊がひどく、これまでに回復に使用した経費は約2億5,000万ほどですが、今でも××の目に触れないような場

所では壁面の亀裂等が発見されておりまして、現在も順次改修工事を行っているところでございます。

それでは、お手元の資料11-1をお開きいただきたいと思います。

工事発注の経緯でございますが、東日本大震災により××が××を行う吹き抜けとなっている中央ホールの壁面及び天井面が一部崩落するとともに、それらと合わせ照明器具が落下したことから、それらを改修するための工事をする事になったものでございます。

工事の種別といたしましては建築工事。場所は、××の中央ホールでございます。

工事の概要ですが、天井面、壁面、床面、照明器具、スプリンクラーなどの改修工事です。

緊急的に実施しなければならなかった工復旧事であることから、指名競争入札で実施いたしました。

当該工事場所は1・2階吹き抜けの中央ホールで、天井面までの高さが10メートルの高所であるとともに、先ほど言いましたように中央ホール1階は××が多数いるところから、安全性や快適性、××に配慮することが必要でしたので、施工に当たり信用度及び技術的適正を確保する必要があり、××管内の建築一式工事においてAランクのうち、総合点数が上位10者を選定し、指名競争入札を実施したところでは。

入札結果でございますが、お手元の資料2ページ、入札書取書をご覧いただきたいと思います。先ほどお話もありましたが、1回目の入札において最低入札価格が予定価格に達しなかったことから、第2回の入札を実施いたしました。第2回目の入札においても最低入札価格が予定価格に達しなかったことから、第2回の入札で最低入札価格の入札書を提出した××と見積合わせを実施いたしました。

第1回目の見積合わせにおいても見積価格が予定価格に達しなかったことから、第2回目の見積合わせを実施し、第2回目の見積合わせにおいて見積価格が予定価格に達したことから、2,620万円で決定したところでは。

お手元の資料6ページをお開き願いたいと存じます。

実際に工事を始めてみますと、新たに改修が必要な箇所が見つかるとともに、壁材料の変更が生じる事になったことから、設計変更となっております。

設計変更に伴う見積合わせの結果でございますが、お手元の資料8ページ、見積書取書をご覧いただきたいと思います。第1回目の見積合わせにおいて見積価格が予定価格に達しなかったことから、第2回目の見積合わせを実施いたしました。第2回目の見積合わせにおいて見積価格が予定価格に達したことから、253万円の減額で決定いたしました。

お手元の資料9ページから図面がありますが、16ページに写真がございます。

上のほうが、左脇のほうが壁面を全部はがしたところですが、下のほうが完成したところとなっております。

次のページをめくっていただきますと、壁面が全部はがれていると思っておりますが、下が完成した形となっております。ちょうど××のところですので、椅子が××の場合には全て撤去いたしまして足場を組んで××にかなりご迷惑をお掛けしながら工事をしたという状況でございます。

(11) - 2 ライトコート外壁面改修工事

続きまして11-2、ライトコート外壁面改修工事です。

個別審議事案の2番目、工事名ライトコート外壁面改修工事でございます。

資料の1ページをお開きいただきたいと思います。

工事発注の経緯でございますが、やはり東日本大震災によりまして、ライトコートの外壁面に多数の亀裂や壁の崩落が生じたことから、これらを改修するため工事を行うこととなったということです。

ライトコートは、××の中心部分に採光のためにもうけた吹き抜けのスペースであり、お手元の資料13ページに図面を、それから17ページ、18ページに写真を添付してございます。窓枠のところに亀裂が入っているのをご覧いただけるかと思えます。

このように壁の崩落により、鉄筋がむき出しになっている場所がございます。××から建物の強度について強い不安を訴える声もございましたことから、××としても早急に復旧をしなければならないというふうに考えたところでございます。

工事の種別といたしましては建築工事でございます。

工事の概要はクラック補修、サッシ部の防水モルタルシーリング、石膏ボード貼り、断熱材吹き付け、外部吹き付けなどの改修工事でございます。

緊急的に実施しなければならない、東日本大震災に伴う復旧工事でございますので、当初指名競争入札で実施いたしました。予定価格と最低入札価格とのかい離が非常に大きかったことから入札は不調となりました。

お手元の20ページ、入札書取書をご覧いただきたいと思います。第1回目の入札において最低入札価格が予定価格に達しなかったことから、第2回目の入札を実施いたしました。第2回目の入札においても最低入札価格が予定価格に達しなかったことから、第2回目の入札で最低入札価格の入札書を提出した××と見積合わせを実施しようとしたのですが、予定価格と最低入札価格とのかい離が著しいことから、設計内容について設計担当課長に確認を行い、その後、××から見積書の提出はできないと回答があったため、入札不調としてございます。

そのため、広く参加業者を募り、できる限り安い価格で工事ができるよう、次は一般競争入札で実施することといたしました。

入札参加資格といたしましては、入札参加資格名簿に登録された建築工事の格付けがAまたはB等級であること。××管内に本店または営業所があることなどいたしました。

この条件の下で応札可能事業者は88者でございましたが、公告を行ったところ2者から入札参加資格確認申請があり、2者とも参加資格が確認されました。

入札結果でございますが、お手元の資料2ページに戻っていただきまして、入札書取書をご覧いただきたいと思います。

第1回目の入札において最低入札価格が予定価格に達しなかったことから、第2回の入札を実施いたしました。第2回の入札においても最低入札価格が予定価格に達しなかったことから、第2回の入札で最低入札価格の入札書を提出した××と見積合わせを実施いたしました。

第1回の見積合わせにおいて見積価格が予定価格に達したことから、840万円で決定したところでございます。

お手元の資料10ページをご覧くださいと存じます。

実際に工事が始まったところ、正面玄関脇タイル面及び××ライトコート外壁面等に改修する必要がある箇所が見つかったことから、設計変更を行ったものでございます。

設計変更に伴う見積合わせの結果でございますが、お手元の資料12ページ、見積書取書をご覧くださいと思います。第1回目の見積合わせにおいて見積価格が予定価格に達したことから、244万円の減額で決定いたしました。

(11) - 3 ××改修工事

次に11-3、××改修工事でございます。

資料の1ページをご覧くださいと思います。

工事発注の経緯でございますが、平成24年4月から××が急きょ決定し、××の××が不足する事態が生じてしまったための緊急の工事です。

××

工事の種別としましては建築工事。場所は××でございます。

工事概要としては、内装工事として天井、壁面、床面、それから建具工事といたしまして開き戸等の改修工事です。

××が急きょ決定したことから、指名競争入札で実施いたしましたが、入札が不調となっております。

お手元の資料16ページ、入札書取書をご覧くださいと思います。第1回の入札において最低入札価格が予定価格に達しなかったことから、第2回の入札を実施いたしました。第2回の入札において1者失格、9者辞退となり、入札書の提出が全くなかったことから、入札は不調となっております。

これにより、時間的制約が厳しくなりましたが、再度指名競争入札を実施することで、指名業者の選定は、××管内の建築一式工事においてAランクのうち、総合点数が上位5者、または院内の実績があり、前回の入札において指名業者に選定されていない3者、それから前回の入札に最低価格入札業者を選定させていただいてございます。

入札結果でございますが、お手元の資料の2ページ、入札書取書をご覧願いたいと思います。

第1回の入札において最低入札価格が予定価格に達しなかったことから、第2回の入札を実施いたしました。第2回の入札におきましても最低入札価格が予定価格に達しなかったことから、第2回の入札で最低入札価格の入札書を提出した××と見積合わせを実施いたしました。

第1回の見積合わせにおいても見積価格が予定価格に達しなかったことから、第2回目の見積合わせを実施いたしました。第2回の見積合わせにおいて見積価格が予定価格に達しましたので、798万円で決定したところでございます。

お手元の資料6ページをお開き願います。

実際に工事が始まったところ、震災の影響により壁面の亀裂等が見つかるなどしたことから、設計変更を行い、設計変更に伴う見積合わせの結果でございますが、お手元の資料8ページ、見積書取書をご覧くださいと思います。1回目の見積合わせにおいて

見積価格が予定価格に達したことから、30万円の増額で決定してございます。

お手元の資料、12ページに図面、13ページ、14ページに写真がございます。

平成23年4月には、××がオープンしまして、××で新しくつくったんですが、ここは古い××で倉庫として使っていたところで、震災時には××を置いていたところです。

(11) - 4 ××改修工事

次にお手元資料11-4、××改修工事でございます。

資料の1ページをご覧ください。

××

××は平成7年にオープンしてから18年が経過するなど施設の老朽化が進んだことから、平成24年度に××の改修工事を実施することとしたところでございます。

工事の種別といたしましては建築工事でございます。

概要としては、××設置工事、内装工事といたしまして天井、壁面、床面、建具工事、そして開き戸等の改修を行ってございます。

広く参加業者を募り、できる限り安い価格で工事ができるようにするため、一般競争入札で実施させていただいております。

入札参加資格は、入札参加資格者名簿に登録された建築工事の格付けがA等級であること。県内に本店または営業所があることなどでございました。

この条件の下での応札可能業者は203者でございましたが、公告を行ったところ3者から入札参加資格確認申請があり、3者とも参加資格ありと確認されたところです。

入札結果でございますが、お手元資料の2ページ、入札書取書をご覧いただきたいと思えます。1回の入札において最低入札価格が予定価格に達しなかったことから、第2回の入札を実施しました。第2回の入札におきましても最低入札価格が予定価格に達しなかったことから、第2回の入札で最低入札価格の入札書を提出した××と見積合わせを実施いたしました。

第1回の見積合わせにおいても見積価格が予定価格に達しなかったことから、第2回の見積合わせを実施し、第2回の見積合わせにおいて見積価格が予定価格に達しましたことから、5,100万円で決定したところでございます。

お手元の資料10ページが図面でございます。13ページから写真がございます。ご覧いただけたいと思えます。

(11) - 5 臨時駐車場整備工事

最後になりますが、お手元の資料11-5をご覧いただきたいと思えます。

個別審議案件の5番目、工事名、臨時駐車場整備工事でございます。

資料1ページをお開き願いたいと思えます。

工事発注の経緯でございますが、××の駐車スペースは約700台ございますけれども、職員数及び××の増加により、××が集中する時間帯には駐車場が満杯になり、駐車できない車が無理に通路や歩道に止め、危険な状態となっていたことから、土地改良区の同意い

ただきまして、調整地の一部を再整備し、臨時駐車場を整備することとしたところでございます。

工事の種別としては舗装工事でございます。

工事の概要は、採石舗装、アスファルト舗装、防犯灯の設置などでございます。

これにつきましてもできる限り安い価格で工事ができるようにするため、一般競争入札で実施することとしてございます。

入札参加資格は、入札参加資格者名簿に登録された舗装工事の格付けがA等級であること。県内に本店または営業所があること、過去5年以内に4,000㎡以上の駐車場整備工事を行った実績があることなどいたしました。

これにより応札可能業者は238者でございましたが、公告を行いましたところ3者から入札参加資格確認申請があり、3者とも参加資格ありと確認されたところでございます。

入札結果でございますが、お手元の資料2ページ、入札書取書をご覧いただきたいと思えます。第1回の入札において最低入札価格が予定価格に達しなかったことから、第2回の入札を実施いたしまして、第2回の入札においても最低入札価格が予定価格に達しなかったことから、第2回の入札で最低入札価格の入札書を提出した××と見積合わせを実施いたしました。

第1回の見積合わせにおいて見積価格が予定価格に達したことから、860万円で決定したところです。

お手元の資料10ページをご覧いただきたいと思えますが、実際に工事が始まりましてところ、臨時駐車場を2工区に分け、整備を行うため、進入路及び整備面積の追加が必要になったことから、設計変更を行ってございます。

設計変更に伴う見積合わせの結果でございますが、お手元の資料12ページの見積書取書をご覧いただきたいと思えます。1回目の見積合わせにおいて見積価格が予定価格に達したことから、180万円の増額で決定したところです。

お手元の資料13ページ以降をご覧いただきたいと思えます。

13ページに図面がございまして、15ページ以降、写真がございまして、ご覧いただきたいと思えます。

今回審議いただく案件は、費用の削減、縮減、抑制を図るということで、できる限りの低価格で入札を行った結果、入札が不調になるなどして見積合わせをした案件でございます。

加えまして、先ほど委員の先生方からちょっとお話がございましたが、実際、こういう建築の設計、入札に当たりまして、××というところが担当してございますが、残念ながら××には今電気職の職員はおるんですけれども、建築職の職員がおらない状況で、建築職の職員がこの設計をやっている、隣りにいる××という者ですけれども、やっている状況でございます。

××も築25年を経過しまして、今後改修工事等々がふえてまいるということから、数年来、××のほうに建築職の配置をお願いして、適正な業務管理を行いたいということをお願いしていただけたということで、本来的にいえばそういった方々にきちんとした設計管理をやっていただくようなことで、××といたしましても適正な入札、あるいは施工管理

をやっていききたいというふうに考えてございますので、よろしくご審議のほどお願いしたいと思います。

説明は以上でございます。

○議長

ありがとうございます。では、ご質問・ご意見など。

○委員

一番最後の説明からまず伺いたいんですが、建築関係の方がいらっしゃらなくて予定価格というのが適切かどうかというところが自信がないところもあるということでしょうか。

○説明者

自信がないというわけじゃないんですけども。

○委員

もちろん、プロの方だとは思いますが。

○説明者

それなりに経費等も入れてますので、全く自信ないというわけではございません。

○委員

ちょっと不調というのがかなり多いかなというような印象を持っているというのがまず一つあります。

二つ目に、ちょっと今お話には出てこなかったんですが、これ選定するに当たって見せていただいたデータとの関連もあるんですが、それぞれの工事の実際の参加業者のランクが出てるんですが、発注標準について追加説明をお願いしたいんですが。

○説明者

AランクとBランクという話。

○委員

どういうランクかという。

○説明者

A、Bランクで、AランクまたはBランクで工事によって若干違いますけども。

○委員

本来的にはこの工事にはどういう業者までオーケーかという話と、実際に募集を出している対象の業者。

○説明者

工事発注標準金額については土木さんでやってますけども、うちのほうとしては、全て金額が以上のようなものですから、建築に関しては3,000万程度であればAランクという形で入れさせていただいています。

○委員

金額だけでなくて工事の難易度とかで、この工事だったらBランクなんだけど実際に声をかけているのはAだけじゃないかとかというようなことがあるように思うんですけど。

○説明者

難易度ではやってない。

○委員

私がいただいた資料では、例えば1番目、11-1で言うと、発注標準がBだけでも、参加業者のランクはAだとかですね。

こういうふに、ちょっと何か、もう少し実際に参加する業者をふやす手立てというのはあるんじゃないかという気はするんですが。

○説明者

これは3,000万近くなんで、Aランクで総合点数上位10者から選んで指名しております。

○委員

発注標準というのはどうやって決まっているんですか。

○事務局

11-1は建築工事ということですが、予定価格は2,620万ということで、3,000万未満ということでBランク。土木のほうの発注標準はBランク。1,000万から3,000万はBランクということには一応なっております。

○委員

というような形で、例えばBランクなんだけでも、実際はAでやられてますよね。それを例えばBということでやっていけば、もう少し応募する可能性が広まったんじゃないかというようなことが、ほかの案件も含めてたくさんあるんですけども、そこについては何かお考えというか、ありますでしょうか。

○説明者

××としては、基準というのが特に明確に明瞭化されてないということもあって。

土木と違って、準用してはいますが明確になってないところもあって、それを準用してはいますが、××の、先ほどちょっと××もいたりとか危なかったりもするので、少しより慎重にグレードのところを高い業者さんを今回は、この場合は選んでるんだと思いますけど。

○委員

結局、それで応札が少なく不調になって随契にというのでいうと、何か本末転倒のような気もするんですけど、そこについてはどうですか。

○説明者

応札が少ないから不調というよりも、金額が合わないだけですよね。

○委員

ええ。金額は予定価格の問題かもしれませんが。

○説明者

これは××もそうですが、ぎりぎりまで交渉するというのがうちの方針ですので、不調になるのはある程度やむを得ないかなと思っています。不調になるケースもあるだろうとは思いますが。

○委員

結果的に随契になってもということですね。

○説明者

もともとの金額に近づくということです。我々の考えているような金額。

○委員

その辺の積算というのは、ほかの土木とかとは共通のルールではなくて、独自にやられているという感じですか。

○説明者

土木の積算を準用させていただいております。

実際、積算とこちらが入札というかやる場合の金額の設定は違いますよね。割り落としをかけるので、そこはぎりぎりまでやるということです。

○委員

その率が違うということですか。

○説明者

はい。だと思います。

○委員

予定価格の設定なんですが、ぎりぎりまで抑えてというお話かなと思うんですけども、結局は不調になってしまうといっても、その予定価格を抑える理由として、やはり××の経費削減とかこの辺もやっぱり絡んでくるんですか。

○説明者

もちろんです。

○委員

そういう理由があってということも××の立場なんですね。

○説明者

そうです。18年に地方公営企業法を全部適用したときに、議会のほうから徹底的な経費削減をしろと、公共工事、一般的に高いのではないかというふうに言われまして、これだけではなくて委託関係も全部見直すような形で下げる。そうしないと先ほど言いましたように職員の給与カットまでやって何とか立て直すという中で、これだけそのままということもできませんので、基本的にはもう徹底的に見直せというのがこれは××、我々のだけではなくて××を所管しているんですけども、その××からの指示、基本的な方針なものですから、それに基づいたもの。

○委員

もう一つ、結局××が随契で取られてるといのがかなり多いかなというふうには思っているんですが、入札をやったときに比較的上位であったということはあるとは思いますが、なぜ特に××というのが多いのですか。

○説明者

先ほどもご説明させていただいたように、××の中のことを非常によく知っているのではないかというのがアドバンテージになっているのではないかと考えております。冒頭でご説明させていただきましたように、××を止めないというのが大原則になってますので、かなり我々も無理を、工事施工にあってはお話をすることがございますので、そういう意味ではそれに対応できる発注者側のそういうことに対応が慣れているのではないかというのはちょっと思いますけれども、今回は建築工事ですけども、××に関わらないような、例えば植栽とかそういったところはいっぱい確かに来てるんです。そういう特殊性というのはあるのかなというふうには思っております。

○説明者

外壁塗装とか植栽とか解体とか、そういったやつってすごく十何者とか、一般競争入札やると集まるんですけども、こういった部分の修繕、改修になってくると極端に応札者が

少なくなるというような傾向に。××は××，××で地元なので多分、企業努力してやっていただいているのかなと考えております。

○委員

入札監視という観点で、結果だけ見たときに、随契で特定のところにいっぱい行ってるというふうに見えてしまうわけですね。

○説明者

はい。それはそのとおりだと思います。私も前の職が、××という職をやってまして、結果だけ上がってきますので全く同じ疑問を持ちまして、当時の担当課長とか事情は聞きました、別に特別不正とかそういうことではなくて、結果的にそういうなってしまうというのがどうも実情だというふうに考えています。

確かに結果だけ見ると100%で特定の業者というのが出てくるんですけども、手続き的にはかなり苦勞してやっていると。1回の入札で終われば担当も楽なので、何回も何回もやったり設計変更したり、逆に言うと非常に手間のかかる作業をしながら落としているということは言えるかと思っております。

○委員

不調になる原因になるかもしれないし、あと応札者の多いか少ないかにかかわってくると思うけれども、予定価格の公表というのは、基本的にはもう考えないということでやっておられるんですか、建築工事は。どっちに振れるかはっきりわからないという。

○説明者

中でもそこは議論がずっとあったんですけども、今の状況を見ますと予定価格を公表すると、多分そこに張りつくんではないかというふうにはちょっと考えておりますので、予定価格を公表しないほうがいいかなというふうには思っております。

○委員

きっと予定価格を公表しないと、今の現状だと非常に厳しいから、どうしても予定価格の上に行っちゃう可能性が多いと思うんですよ。だから不調が多いのかなと。それは一つの考え方でどっちがいいか僕もよくわからないけども。一応、そこら辺は検討されて、公表なしでやっておられるということですね。そっちのほうがよろしいということですね。

○委員

参考までにこの本体工事はどちらで最初は。

○説明者

どこのところ。

○委員

建物ですね。建物のそもそもの本体。

○説明者

分かりません。

○委員

下請けで××が入ってたとかそういうことではない。

○説明者

昭和63年にできあがってるんで、多分61年とか2年に工事をやってると思うんです。ちょっとそのところまで下請けがどうなってるか。

○委員

これ、ちょっと直接建設工事には関係ないと思うんですけども、設計事務所さんも現実的に4件のうち3件、設計事務所さんもこれは入札とかそういうことではなくて、何か独自に。物件的に四つの工事があるじゃないですか。建築工事のほうですね。そのうちの4件のうち1件だけ違う設計事務所さんで、あとの3件同じ設計事務所さんが請けてらっしゃるみたいなので、その辺で何か。建築工事とはまたちょっと別のあれなんですけども、入札とか何かをされている経緯があるのかどうかを。もし、わかる範囲で結構。

○説明者

今、ちょっと手元にないんですけども、金額が高いのはもちろん入札をしていますし、設計は、金額によって設計額が、もともとの額が小さいとそれほど大きな設計費にはならないというふうには見積はそうしている場合もあります。

○委員

何か理由があるのかのと。

○説明者

100万以上の設計の場合は、毎回の場合ですけど、それぞれ随意契約で発注してるケースもありますので。

○委員

ちょっとすみません、疑問に思ったものですから。なんで偏っているのかなと。

○説明者

当時、震災の直後の工事でなかなか不調が、人夫とか材料とかいうのも不足していたのかなと。

○委員

さっき冒頭の話に戻っちゃうところがあるんですが、発注標準と実際の参加者のランクのかい離みたいところでちょっと一貫性がないんじゃないかなと思うところがありまして、11-1だと標準がBだけど、参加業者はAになってる。それから11-2の2回目はCなんだけどもA、Bになってる。それから3の1回目が標準がCなんだけどもBになってる。それから、5がBなんだけどもAになってる。というようなところと、一方でBだったらA、Bとかというふうには、標準のルールに比べてさまざまになっちゃってるんですね。

そこら辺で線引きというか、これはBまでオーケーなものをAに限定しちゃってるみたいなどころは何かあるんですか。例えば一番最後の舗装なんかはBなんだけどもAに限定してて3者しか応札ないというようなことなんです。

○説明者

先ほども申し上げましたけど、どちらかというところに××がいたりとか、××の車両があるので、より少し安全を考えてランクの高い業者さんを選ぶ発想ではあると思います。特殊な危険なところ、××とすれ違うところもあったりするので、少し安全を配慮したというような感じのところ。

○委員

なかなか悩ましいところですが。

○説明者

より技術力が高いところというか、そういうところだと結構配慮、気配りが違うので、

なるべく××なのでいいところを設定してるというのが、そういった傾向はあると思いますけども。

○委員

業者が絞られて。

○説明者

Cとかになってくると実際どうかということで、少しでもいいところでAランクというような設定をしております。

○委員

そうすると、可能な業者というのは育ってこないというか、そういうところもあるような気はするんですけども。

○説明者

業者の育成という意味ですか。

○委員

育成というかいつまでたっても固定しちゃって。育成という意味じゃなくて、幅は広がらないというか。

○説明者

はっきり言ってあまりそういう視点で入札というか工事を考えてはいないので、やはり××の安全とかクレームは極力へらすとか、××を確保するとか、そういう観点からしか見てませんので、それでいいものやっいていこうというような。

○議長

素朴な印象としまして、毎回××が最低の価格を入れる。それがどういう原因でそうなるのか私にもわからない。単なる企業努力だけでいつも最低をよくぎりぎりで取れるなというのは、多分一般の方の素朴な疑問になってくる。

その意味で××委員がおっしゃってたんですが、予定価格を設定して公表する形ということで、ある程度ばらつきというか、基準をある程度まで持って行けるんじゃないかという気もするんですが。

先ほどあまり考えてないということだったんですが、もう一度その理由というのでしょうか。特に公表して、ほかにも公表してるところ多いですし、さして支障はないような気もするのですが、公表するとどういう弊害があるというふうにお考えなんですか。

○説明者

先ほども申しましたが、予定価格を公表したときにそこに張り付くんではないかというのは考えておまして、これはたまたま不調になった見積は、2回目の見積合わせでここまで落ちましたけども、これより下がる可能性も我々としては当然期待しておりますので、効率化のためにはそういうところは追求していきたいなというので、今のところは中での議論としてはそういうことになっている。

○議長

一番最初にお話になってた最大の目標が価格を下げるという部分になるということなんです。それは先ほどおっしゃってた品質という観点との兼ね合いなのですが、例えば1回目の入札のときにある程度1回目でも予定価格に達しないということ自体の中に、何かその品質の確保と、もちろん安いほうがいいんだろうなというのは思うんです。品質が保証

されて安いほうがいいに決まってるんですが、そこら辺の兼ね合いでいくと、何かちょっと矛盾してるような気もしないでもないですが、安くするのであれば、××委員がおっしゃるとおり、参加者をもっと広げたほうが、より低廉な価格で頑張ってる人らが応札するんじゃないかっていうのが私が見た××委員のご意見だし、××委員のおっしゃったご意見でいけば、私は予定価格を公表したほうがある程度公平な数字が出てくるんじゃないかというふうに、ちょっと伺って聞いてたんですが。そうしろというわけでは言っていないんですが。兼ね合いなんですけどね。品質の確保と低廉ななるべく安い価格でという考えなんです。

ちょっと素朴に疑問を持ってしまう結果になってることは間違いなくて、だから選ばれたんだと思うんですが、なかなか特殊なケースですよ。5回やって、5回とも。

○委員

そうだと思います。

○議長

我々はともかくとして一般の方から疑念を抱かれやすい結果になっているのではないかと。入札制度というのは結果も大切ですけども、入札に対する信頼を確保するというのも重要な目的でこの委員会がありますので、そういった意味で何がしかバランスが取れた改善というのが必要なのかなと、今ちょっと委員の先生方の意見を聞いていて、ちょっと思ったんですが。

今後大体この形って形になっちゃうんですかね。今後といってもそうないでしょうけども。

○説明者

いや、出てくると思います。先ほど言いましたように築25年過ぎてますので、そちこち痛んできてきております。例えば配管とか、今後やらなきゃいけない工事というのは出てくると思いますので、そこはどうかというのとはまた考えていきたいと思うんですけれども。

○議長

多分、これだけ決まってくると、なんか何の根拠もなく、今度も××が落とすぞという感じにちょっと受け止められるような結果になってますんで、と思ったんですね。何かさっき言った公平性を皆に感じさせる入札の在り方というのが、なんか改善の余地はないのかなと思って考えたんですけど。最終的にはこういう形なんでしょうか、しょうがないですかね、これね。××しか。

○説明者

一般競争でなるべく。一般競争のAランクにするか、Bランクにするかというのは、それは案件とか難易度と違ってあるんで、一般競争なので県内にある業者さん。県外にしてももっと来るのか。でも、あまり遠いときとそんなには参加しないですよ、きっと。地理的なあれもあるから。どうしたらもっと。

○議長

確かに応札可能資格でいくと大変な業者がいるのに、現実応札は少ないですからね。そうなのかなという気もしますけど。

○説明者

何でなのか。

○委員

応札可能は200件だけど、3件しか応募しないとあってちょっと。

○説明者

それは魅力がない工事だから、多分、魅力がある工事は来るんですね、遠いんでも。業者にとっての魅力ですね。業者にとっての魅力がない工事というふうに見られてる結果なのかなと思うんですけど。

○委員

逆にこの値段でしか取れないんじゃないかっていう、そういう先入観になっちゃてる。安過ぎてできませんみたいな。

○説明者

安過ぎてもたたかれるから来ないとあっていうのがあるのかどうなのかわからないですけども。

○委員

やっぱりこれが全部同じ業者というのは、何となくそういういろんな問題というか、意識だけかもしれないけど、意識レベルでも何か問題がありそうな気がしちゃうんだけど、一つのこれ工事が全部違う種類だから、それはそれでいいかなと思ったんだけど、例えばほかの土木の事業だと同じような工事だと分割して発注して、そうすると何がメリットがあるかという、同時平行して工事が進んで早く工期が済んでしまうという、そういうメリットもあるわけですよ。

それとやっぱりもう一つはいろんな業者さんにと、育成もさっきあったけども、育成を含めて広く皆さんに発注するという、そういう面がありますよね。そういう面もあるから、ひょっとしたらこういうものもある程度限界というか、例えば10件で同じ業者さんというのは何となくそこら辺引っ掛かるのならば、私は今のようにとりおりという話、ご存じですよ。さっきからずっと話なんかしてるんですけども、ある部分を取ったら少し手を下げていただいて、次に回していただくということもあり。

というのはこれ見ますと、本当数字だって一番安いったって大して変わらないじゃないかという言い方もあるわけですよ。何十万のオーダーじゃない、ひょっとしたら何万のオーダーじゃないのという、そういうこともあり得るから、多少そこら辺のことをどういう仕組みで選定していくかというのは、もう一度検討していただいてもいいかなと私は思いますけど、いろんな面で。予定価格さっき言われたようなことも含めて。そんな感じはしますけど。

○委員

極めて素朴な疑問なんですけれども、11-2の工事なんですけど、こちらサイドの予定価格が842万円ということで、1回目の入札のときにその3倍以上の金額で2,700から2,800ぐらいの大体同じような数字で、極めて高額と同じような数字が並んできているということで、そもそもこの予定価格の設定の仕方に何か問題があったんじゃないかなと思ったんですけど、2回目の今度一般入札になったら、予定価格に何となく近い数字で上がってきているというこの流れが、何となく不自然なものを感じるんですけども、ここの経緯について説明といたしますか、なんでこんなことになっているのかというのが、もし、おわか

りになれば教えていただきたいんです。

○説明者

多分これ、17、18ページの写真をご覧いただきたいんですけども、当初は壁がはがれたところの補修と、あとこの右側のところに排煙窓といって火災のときにガラス戸がぱっとひらいて煙を外に逃がす装置があるんですが、これをサッシからオペレーターから全て改修するようなことで最初発注したみたいなんですけれども、よくよくその発注のあれなんか調べたら、排煙窓のゆがみがちょっと工法を変えるとゆがみがすぐ取れて、ドアの開け閉めなんかもよくなるような形になるということで、その辺のサッシを全て取り替えるんじゃないくて、部分修理で済むようになって随分安くなったというようなことを聞いております。

○委員

最初の入札のときには部分修理では対応できないという前提の下に金額が設定されているので、こういう高額になっているという形ですか。

○説明者

はい。サッシを全て交換という、それで進んでいきたいんですけども。

○委員

排煙窓を全部取り替えただけで、これだけの金額の差になっちゃう。

○説明者

サッシも入れて。排煙窓だけではない。あとこれを回転するオペレーターという部分なんですけど。

○委員

サッシ自体は調整か何かで使い回しができるということがわかったということですか。

○説明者

結局、揺れで変形しちゃったみたいで、それを全部取り替えるんじゃないくて曲がった部分を調整することによって。

○委員

サッシは全部使えたんですね、そうすると。

○説明者

全部使えたかどうか、その辺は。

○委員

多くの量が使い回しが利いたということですか。

○説明者

多くが使えたということで。

○委員

そのときに仕様を変えたわけですね。仕様を変えたときに、××ですか、2回目で不調に終わったところには声をかけたりはしなかったんですか。こういうことで工事も変えるんだけどみたいなことを優先的に。20ページで2回目で一番安かったのは××ですよ。

○説明者

次、一般競争になったときにですか。

○委員

ええ。

○説明者

その当時の記憶は残ってないですけど、こういう一般競争で似たような、見直した工事があることは、多分伝えてはいると思うんですけど、手が挙がってこなかったんだと。

○委員

そこに同じ。

○説明者

もう、こりちゃったというか、前回あまり合わなかったので、もう手を引いてしまったという感じ。

○委員

20ページの入札時の状況についてって書かれてるところの予定価格に開きがあるっていう、この予定価格というのは、いくらなんですか。

○説明者

その前の19ページをご覧くださいませでしょうか。

○委員

あ、すみません。

○説明者

1,445万。

○委員

予定近くの倍というか。

○説明者

倍近くなので、見積合わせのときに一応、設計担当の課長とか、ちょっと明らかに違うことをやっていたんじゃないかと思ってたんで。

○委員

それもそうですけど、予定価格とどの業者も入札の値段ってえらく違うの、ちょっと極端過ぎると思うんですけど。これはちょっと。

○委員

業者間格差はほとんどないから。

○説明者

窓枠というか排煙用の枠の最初の設計した業者さんが、幾つか業者さんを見積を取って一番安いところの排煙窓の値段で設計をして出来上がっているんですが、実際の指名した業者さんでは、その一番安いのが入らず、きっと、もうちょっと高い排煙の枠というか窓で計算をされたんだと。

○委員

それにしても金額の差があり過ぎますよね、これ。サッシだけの問題とはちょっと思えないんですけどね。

○議長

ちなみになんですけど、結構変更契約で、減額になったところもあるけど、増額になった変更契約もありますよね。そのときの基準なんですけど、どういう基準で価格設定されてますか。

前にいろいろ聞いたように、ご自分たちが試算された額に応札の率を掛けてそれより低い価格なりに抑えるみたいな基準ですか。変更契約はそれとも全然そういった感覚はなく。

○説明者

落札率を掛けてます。

○議長

ですね。わかりました。それは間違いなくやってる。

ほかに何かご質問とかございますか。

そうしますと、今までのここでのやりとりを聞いていますと、××のほうは××のほうのお考えがあっておやりになられているし、応札の結果なんかを見ながら今回みたいな結果にはなってるんですが、委員会サイドといたしましてはお聞きになったとおり、各委員の皆様からやっぱり××に集中してることに對する、やっぱり素朴に疑問があることは間違いないんです。多分、これはここにいる全員がそんなふう感じたでしょうから、このまま出せばほとんどかなり多くの方が同じ疑問を持たれると思うんです。

××が経費の削減という意味からおやりになってるという部分は今ご説明でわかりましたが、くどいようでございますが、入札制度というものは公平、適正でありかつ適切であると。公平で適切な入札制度でなきゃいけないということになっておりまして、そこに対する疑義が生まれますと、せっかくのご努力が逆になります。

ですから、ここで出ました何とか努力の中で入札されて取られる、随意になっちゃったにしても、これを何とか1者に集中しないようにできないか。その努力をしていただけないかという要望があるということと、それから先ほど入札に当たりまして、例えば予定価格の公表はできないのかとか、それから既に多数の応募資格がありながら応札がないという結果はもちろんわかるんですが、さらにご努力いただくということで、応募の資格のランク付けを比較的標準のランクにすることを検討できないのかというようなこちらの疑問形という形で出たということで、これからもまた同じようなことがあるようですから、何とか今後の中で我々の意見とか疑問をくみ取りながらやっていくご努力をいただければというふうに思うんですが、そういう形でもよろしいでしょうか。

それとも、もっと強く何かご要望があれば。

○委員

はじめのご説明の文章で、さらに××の特性をあげていらっしゃるんですけど、一般入札で価格を抑えるために門戸を広げてますと言いながら、自分で制限してるようなところがあるので、ちょっとはじめから××だから特殊性があって集まらないのか、自ら閉じてませんかというところは私は意見として。

○議長

という××の意見もまた加えまして、ちょっと発想の転換みたいなところですよ。言ってみればね。

○委員

いつまでたっても門戸を開かないというか、やれる業者がふえていかない。いつまでたっても固定化しちゃうんじゃないかという危惧があります。

○議長

あと何か先生方からこれは意見でお持ち帰りいただいたほうがいいよというのがあれば。

では、そういうことで。今申し上げましたようなことをちょっとご検討いただいて、今後の入札の中に生かしていただければと思いますので。

○説明者

検討させていただきます。

○議長

どうもお疲れさまでした。

○説明者

どうもありがとうございました。

○議長

それでは審議のほうは以上なんですが、先ほどの取りまとめのほうは、さらに事務局のほうと調整しまして提出ということに。午前中にいただきましたのがこちらでやってから、またもう一度皆さんのほうに案をお送りして見ていただいた上で出そうと思いますので。

その他は特にないですよね。そうしますと、これで一応審議自体は終了ということですか。また、この後は事務局にお戻しします。